

国債と税金の現状

山田 俊一

はじめに

成立した 2010 年度予算一般会計総額は過去最大の 92.3 兆円である。そのうち収入での税収は 37 兆円余りと見積もられている。税収不足は埋蔵金と国債発行で賄われている。新規国債発行額は過去最大の 44.3 兆円である。

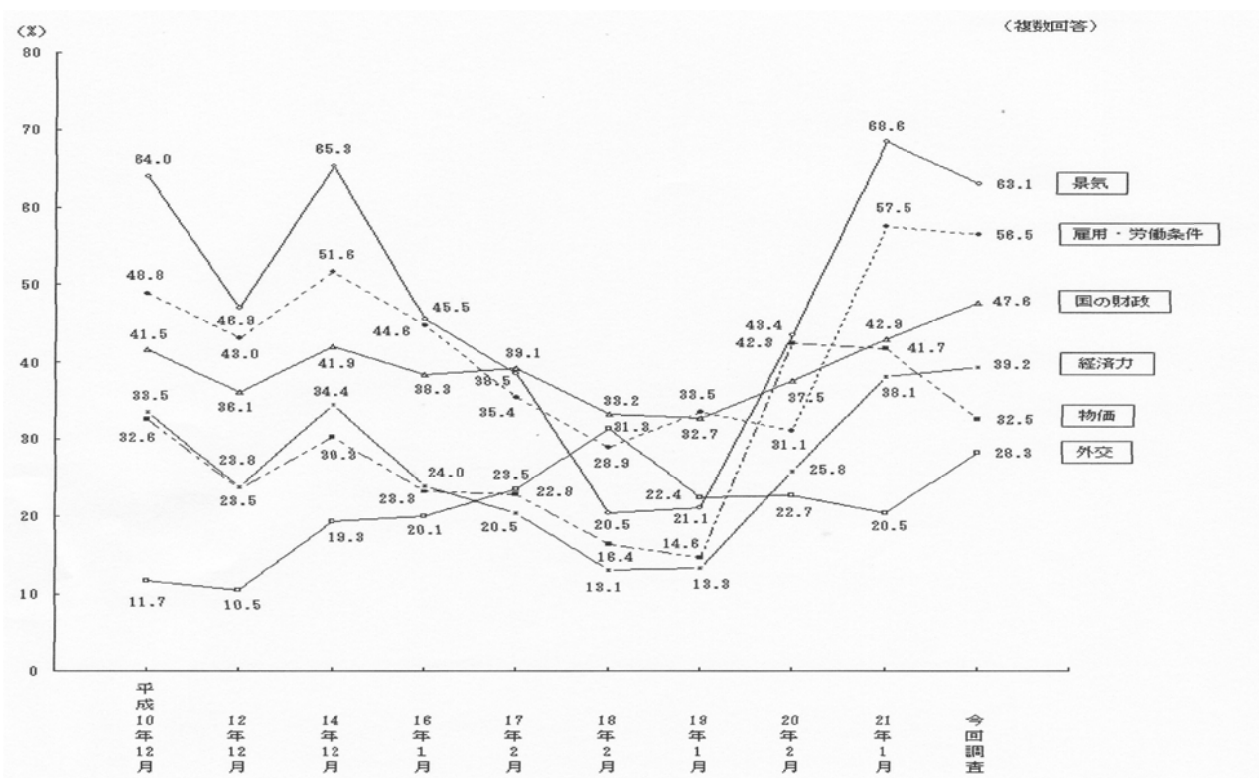
理由は世界同時不況による税収の激減、不況対策費、民主党政権の公約実現への施策など重なっていると見られている。その上鳩山首相は増税には消極的であるし、税収増加が期待される消費税はこの 4 年間は上げないと公言している。財務省試算では国債発行額は 2011 年度 51.3 兆円、2012 年度 52.2 兆円、2013 年度 55.3 兆円となっている。社会保障費はますます増加する。借金返済に充てる国債費も 2010 年度 20.6 兆円から 2013 年度には 27.9 兆円に膨らむ。¹⁾ このままだと国の財政はますます借金漬けで国の財政破綻に近づく懸念も拭い去ることができないかもしれない。世界を駆け巡ったギリシャの財政危機も対岸の火事ではない。幸いにユーロ圏諸国でギリシャへの財政支援が合意され危機を脱したが、スペイン・ポルトガルなどの赤字財政も懸念されている。

我が国の当初予算で国債額が税収より大きく上回るのは国家財政とは異常である。幸いに国債の消化は外国からの額は約 6% で 94% は国内で消化されている。外国への債務不履行可能性は少ない。しかし、いつまで国内での国債が消化されるか先行き不安な状況に突入するかも知れないのが現状かも知れない。

内閣府は毎年 1 月に「社会意識に関する世論調査」(複数回答)を行っている。2010 年 1 月の調査による「悪い方向に向かっていると思われる分野」で「国の財政」を選んだ人が 47.6% となり昨比 42.9% から 4.7 ポイント増加した。²⁾

「悪い方向に向かっていると思われる分野」で「景気」63.1%、「雇用・労働条件」56.5%、「国の財政」47.6% と 3 番目である(図参照)。国民の関心もさすがに「国の財政」に注目を始めたようである。

図 「悪い方向に向かっていると思われる分野」(上位 6 項目) (単位: %)



朝日新聞の「声」投書には「富裕層の増税、庶民減税を検討して」・「疲弊した庶民に過酷、消費税」と増税に批判的な投書もある。一方では「破綻を防ぐには負担増必至」・在日スウェーデン人は「税金安いけどうらやまない」と、国民の公共サービスの要求度合いを強める国民、迎合する政治に終止符をうち国民も応分の負担増に応じて財政再建に向かうべきとの主張する層もある。³⁾

菅総理は消費税率の引き上げの議論を提案して引き上げ率を自民党提案 10%は参考になると相乗りした。自民党も 10%までの引き上げを公約して参議院議員選挙を戦った。2 大政党が消費税率値上げを有権者に提案している。有権者の答えはどうだったのだろうか。結果的には多くの支持は得られなかった。

ここでは財政健全化をどうするかと言う事ではなく、私たちが支払っている税金は一般会計の歳出に占める割合が世界水準からみると非常に低い。そこで税金の状況とそこにある課題を掘り起こして、税金の現状（健康保険・介護保険等は除く）を確認するものである。

1 財政の中での税金

財務省の 2010 年 1 月発行の「我が国の財政事情」⁴⁾ による資料から財政状況を分析し税金の状況を確認することにする。

1-1) 公債の現状

表 1-1-1 は 2010 年度一般会計予算と債務の状況、図 1-1-1 は一般会計税収・歳出額及び公債発行額の年推移、図 1-1-2 は公債発行額と公債依存度の推移、図 1-1-3 は公債残高の累増、図 1-1-4 は一般会計歳出に占める主要経費割合の推移、図 1-1-5 は一般会計の主要経費別歳出額の推移である。

表及び各図に示されているように 2009 年度補正予算・2010 年度当初予算で税収が公債金を下回るのは敗戦次年度 1946 年度以来である。常識的に考えると異常で、普通の会計だと破綻していても不思議でない状況である。対 GDP 比国及び地方の長期債務残高は 2010 年度末（当初予算）で国 637 億円、地方 225 億円で合計 862 億円にもなり 181%にもなるとされている。

一般会計歳出額は年々増加している（図 1-1-1、図 1-1-4、図 1-1-5）。この 10 年で歳出額の著しい経費は社会保障関係費である。今後も高齢少子化時代に対応するために総額・占有率も上昇傾向は続くのは避けられないのは確実であろう。社会保障経費を担うために公債額の発行は増加の一途をたどり国債費も増加は止まらない。経済成長率の低下ないしマイナス等で税収は 1990 年度 60 兆円をピークに減少し、昨年度は 37 兆円弱で今年度予算では 37.4 兆円である（表 1-1-1、図 1-1-1）。

GDP の約 2 倍もの借金で今我々は公共サービスを受けている。それでも国民からのサービスの要求にはおうじられていない、国民の一部層では不満が充満している。借金は返済しなければならない。この返済の担い手は国民である。しかも後世の国民である。現在のわれわれはこれでいいのであろうか。また、公債のほとんどは国民の金融資産で賄っているから、国、国民の財布間の資金の移動に過ぎないから深刻に考える必要はない、と云う主張もある。しかし、今後財務省は公債の消化が国内だけでは困難になる可能性も示唆しているようで外国にも国債の売り込みを図っている。

表1-1-1 一般会計予算と債務の状況

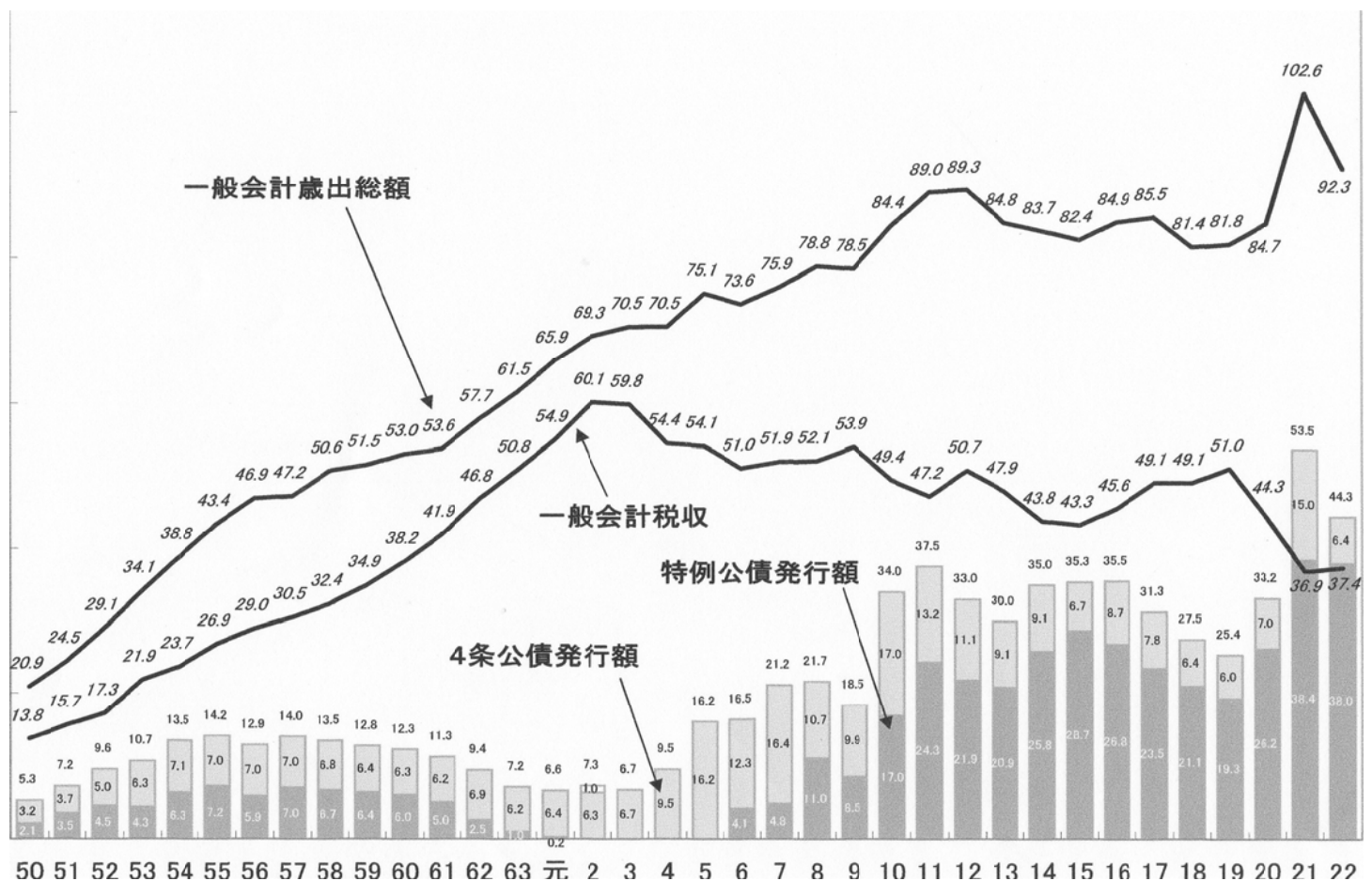
一般会計 歳入歳出予算額		(単位:億円)		
区 分		08年度 決算	09年度 補正後予算	10年度 当初予算
歳入	税収	442,673	368,610	373,960
	その他収入	117,729	122,422	106,002
	公債金	331,680	534,550	443,030
	合計	892,082	1,025,582	922,992
歳出	国債費	191,665	192,515	206,491
	地方交付税等	156,792	165,733	174,777
	一般歳出	498,517	667,334	534,542
	(内社会保障費)	225,617	288,069	272,686
	合計	846,974	1,025,582	922,992
公債依存度		39.20%	37.60%	48.00%
一般会計 プライマリー・バランス		-140,015	-342,035	-236,539

債務の状況		(単位:兆円)		
区 分		08年度末	09年度末	10年度末
公債残高		546程度	600程度	637程度
(対GDP比)		110%	127%	134%
国地方残高		770程度	825程度	862程度
(対GDP比)		156%	174%	181%

注1) プライマリー・バランスは「国債費・公債費」で中央政府のプライマリー・バランスとは異なる

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf> より作成

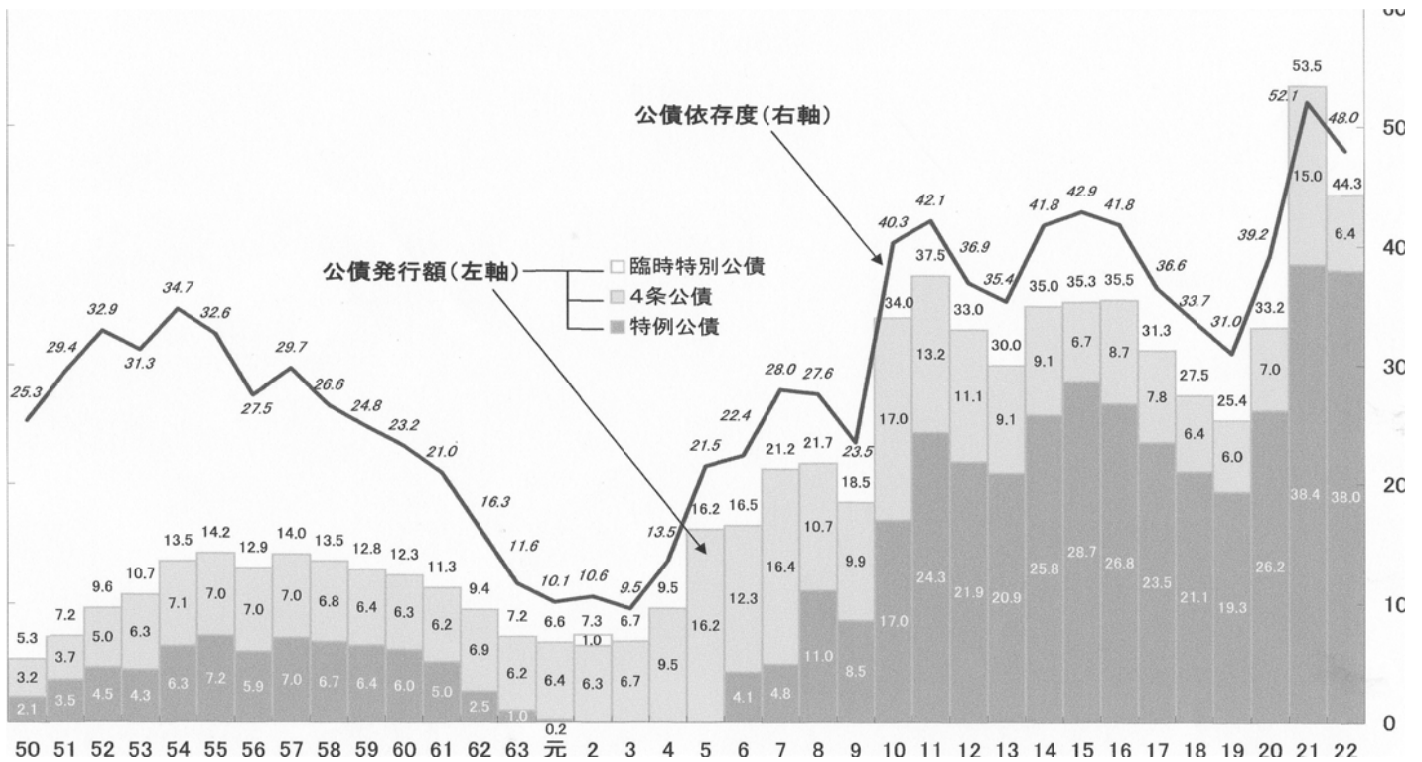
図1-1-1 一般会計歳入・歳出額及び公債発行額の年推移 (単位：兆円)



注1) 10年度は予算 09年度は補正後予算、08年度までは決算

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>

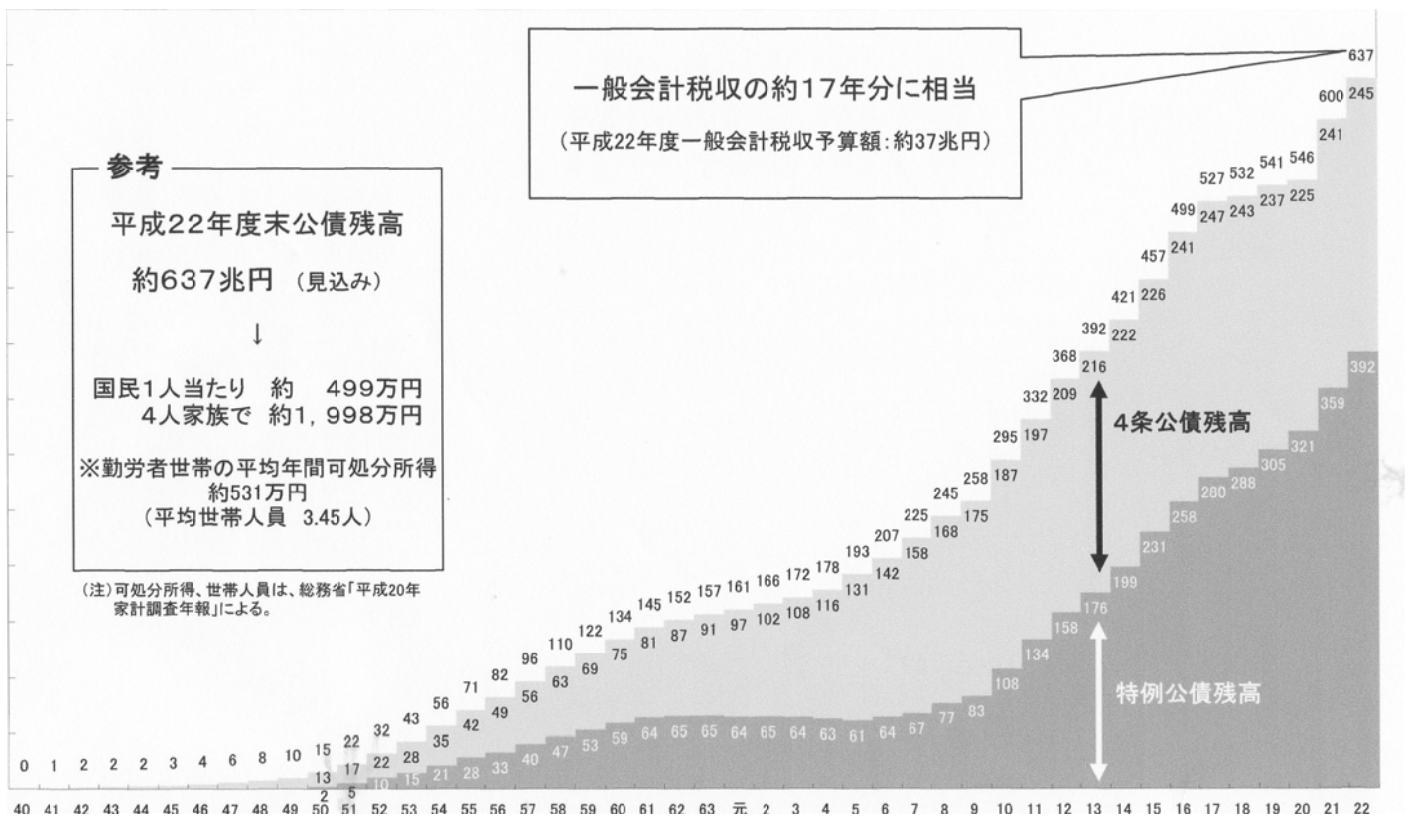
図1-1-2 公債発行額・公債依存度の推移 (単位：兆円・%)



注1) 10年度は予算、09年度は補正後予算、08年度までは決算

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>

図1-1-3 公債残高の累増 (単位：兆円)

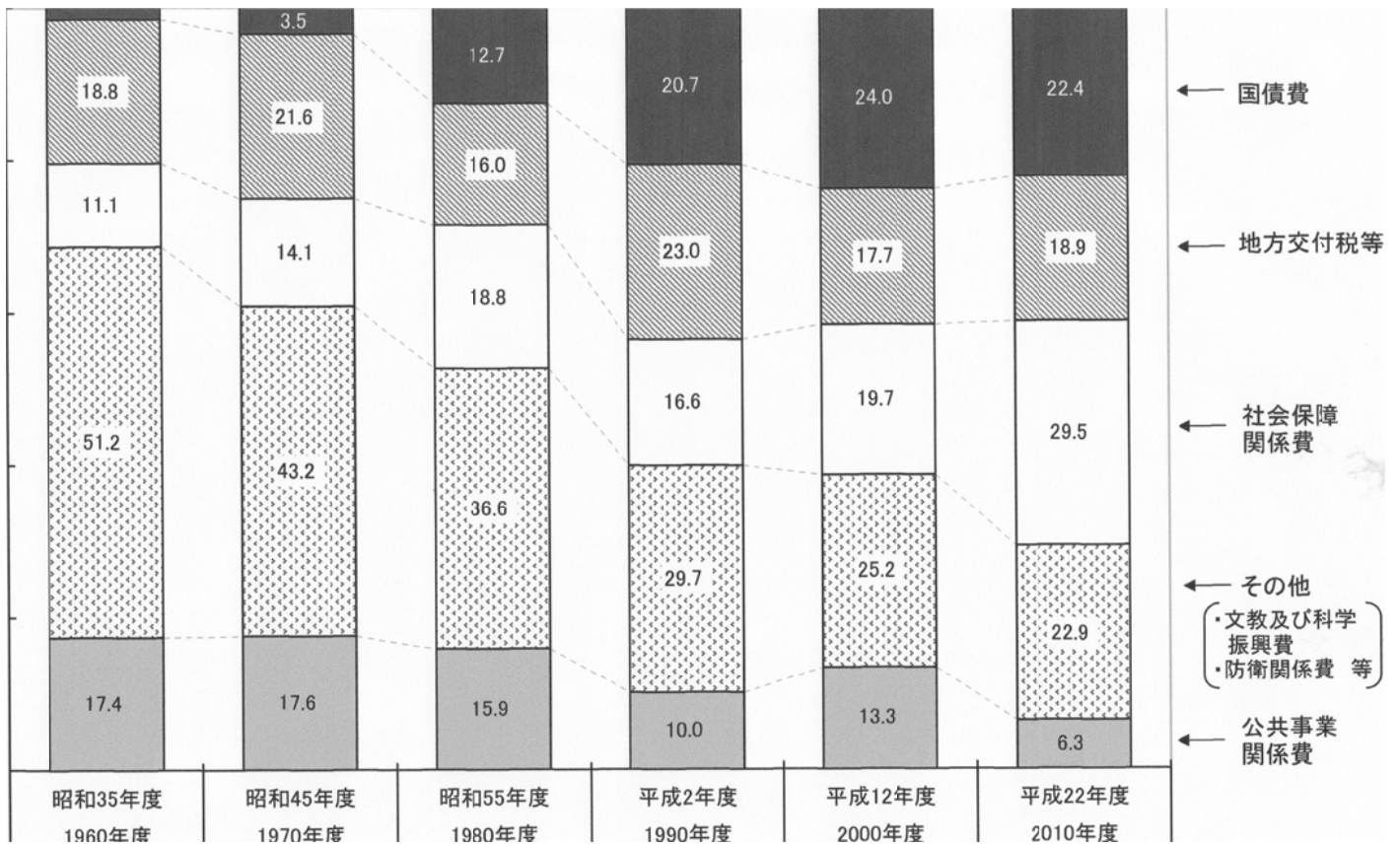


注1) 10年度は予算 09年度は補正後予算、08年度までは決算

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>

図1-1-4 一般会計歳出に占める主要経費の割合の推移

(単位：%)

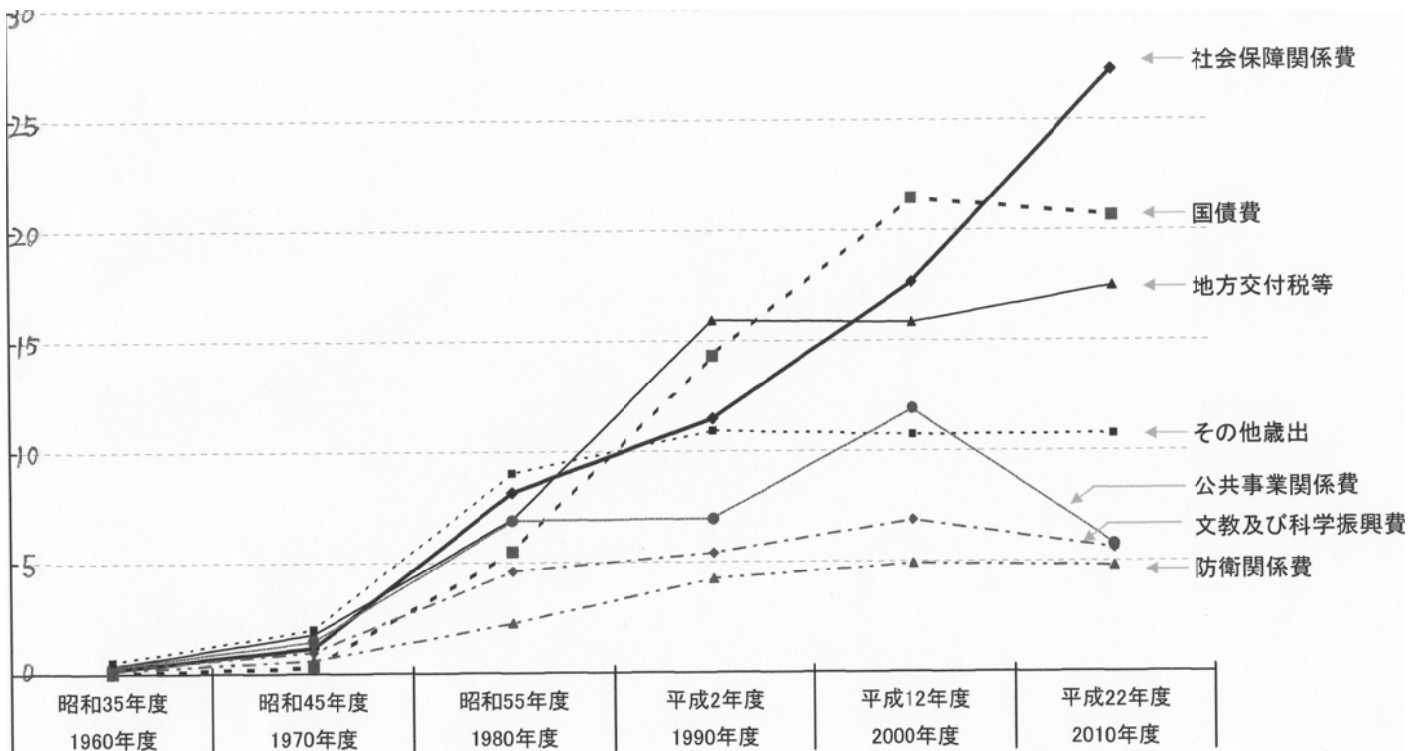


注1) 10年度は予算 09年度は補正後予算、08年度までは決算

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>

図1-1-5 一般会計の主要経費別歳出額の推移

(単位：兆円)



注1) 10年度は予算 09年度は補正後予算、08年度までは決算

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>

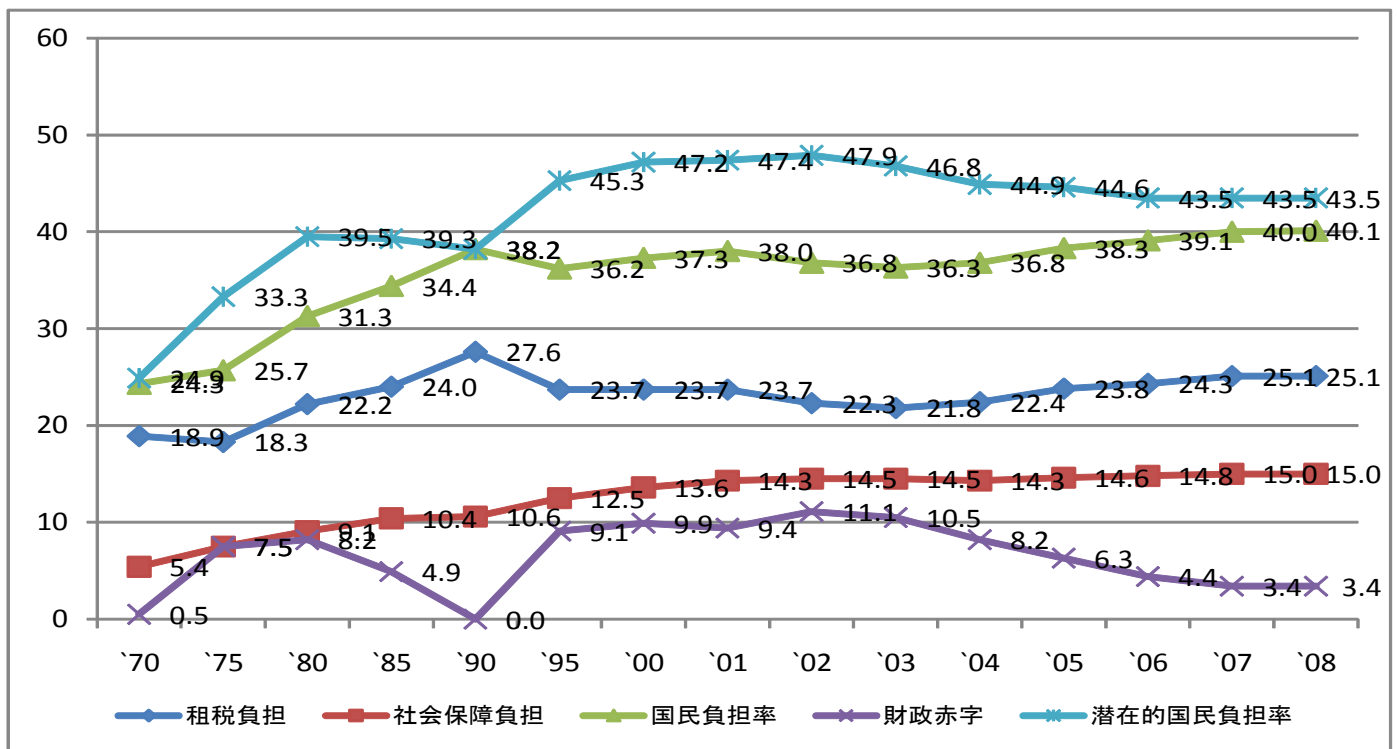
1-2) 国民の負担率

国民は税金、社会保険税・料を支払い公共サービスをうけている。国民が負担している税金等の国民所得に対する比率が国民負担率である。高齢化・少子化にともない社会全体でケアすることにより社会保障の経費は年々増加してきたし今後まだ増加傾向は続くのは必然である（図1-2-1）。日本経済の成長率が停滞して税収が増加しないばかりでなく減少している昨今の国の財政を維持するために大量な公債を発行する時代になり財政赤字が増加した。この状況のなか（1996年12月財政制度審議会で）潜在的な国民負担率という概念が提出され現在では政策決定にはますます重要な数値とされている。

国民の負担率＝租税負担率+社会保障負担率

潜在的な国民の負担率＝租税負担率+社会保障負担率+財政赤字率

図1-2-1 国民負担率の年推移 (単位：%)



注) 2006年度までは実績、以後は見通し

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy1801n.htm>

1997年12月施行、98年12月停止した財政構造改革法で潜在的な国民負担率を50%上回りようにとさだめた。法制的には以後停止されているが50%を超えない事が暗黙の了解として承継されているようである。

図1-2-1に示すように最近潜在的な国民負担率は43.5%で、国民負担率は40%前後である。これが妥当であるかどうかはいちがいに云えない。高負担高福祉（スウェーデン型）から少負担少福祉で自己努力・自己責任（アメリカ型）の範囲でどの程度を国民が選ぶかの問題である。日本は中負担中福祉を指標していると言われている。それは図1-2-2の国民負担率の国際比較から窺える。課題は国民負担率に占める租税負担率の割合である。我が国の税負担率は25%ぐらい、これはアメリカの税負担率と同じ程度でヨーロッパ諸国よりかなり低い（ヨーロッパ諸国は社会保障負担率も高い）（図1-2-2, 1-2-3）。

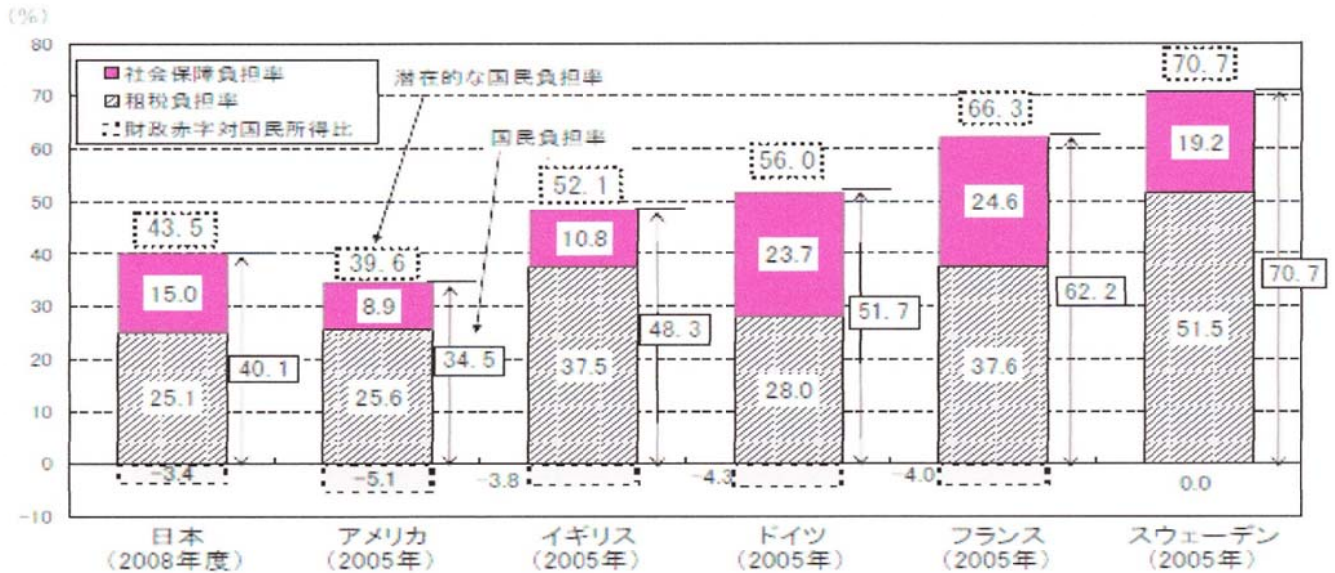
我が国での国民が受けているサービス水準はヨーロッパと比較してそれほど見劣りはしないと思われるが国民負担率は少なすぎるように思われる。それを補っているのは公債発行、借金である。借金なしで今のサービス

を維持するとすれば税金か社会保障費負担かどちらにしても国民の負担を増額する必要がある。

図1-2-2 国民負担率の国際比較（日本2008年度）（単位：％）

[国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率]

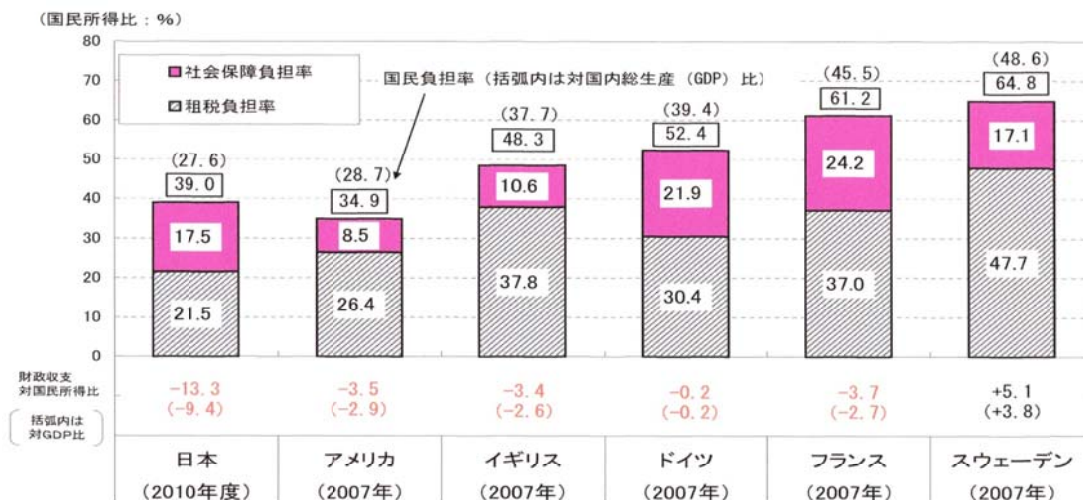
[潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比]



(注) 1. 日本は2008年度（平成20年度）見通し。諸外国は2005年実績。
 2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 【諸外国出典】“National Accounts”(OECD)、“Revenue Statistics”(OECD)等

出所：財務省 <http://www.mog.go.jp/jouhou/siryou/sy1801o.htm>

図1-2-3 国民負担率の国際比較（日本10年度見通し）（単位：％）



(注) 1. 日本は2010年度（平成22年度）見通し、諸外国は2007年実績。
 2. 財政收支の対国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 【諸外国出典】“National Accounts”(OECD)、“Revenue Statistics”(OECD)等

出所：財務省 <http://www.mog.go.jp/jouhou/sykyukei/siryou/sy2202o.pdf>

図1-2-3の2010年度日本の国民負担率は全体として2008年度と変わりはないが、税金での負担率はアメリカ26.4%に対し21.5%の見通しで6か国中最低である。一方社会保障負担率は17.5%でイギリス10.6%より

多く、スウェーデンと同じぐらいである。また、全体の負担率は潜在的な国民負担率（図 1-2-2）を比較すると 4 ポイント弱上昇し 43.5%となり中央ヨーロッパ諸国とアメリカの中間に位置している。我が国の国民負担率の特徴は税金負担率が低率で社会保障負担率はヨーロッパ並みだが、税負担率の低い分を借金で賄っているのである。

我が国の税負担率はスウェーデンの税負担率 47.7%は別としてもアメリカより低率負担には課題があるのではないだろうか。公債（借金、将来の税金）と税を加えても 30%弱である。

2 税金の種類と主要税目の 2010 年度税収見積もりとその推移

税の種類には国税と地方税、直接税と間接税に分かれている（表 2-1）。

国税と地方税：国税とは納税義務者が国庫に納付する税金で、地方税は地方公共団体（道府県・市町村）に納付する税金である。

直接税と間接税：直接税とは原則として納税義務者が最終負担者と同一人である。間接税とは納税義務者が必ずしも最終負担者とならない税である。

国民納税義務者はそれぞれの分類に従って税を国に、地方公共団体に支払っているのである。

表 2-1 税の種類

		直接税	間接税等
国	税	所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、石油税、取引所税、有価証券取引税、自動車重量税、関税、とん税、特別とん税、印紙税、登録免許税、電源開発促進税
地 方 税	道府県税	道府県民税、事業税、自動車税、鉱区税、狩猟者登録税、固定資産税（特例分）、入猟税、水利地益税	不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、軽油取引税
	市町村税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税	市町村たばこ税、入湯税

出所：三遊亭楽太郎・小宮山隆「楽太郎と税を語る」星雲社 p.207

2010 年度予算の税収見積もりを種類別に財務省の資料（表 2-2）から確認してみる。

2010 年度予算では国税総計 373,960 億円で 2009 年度（当初予算）461,030 億円に対して 87,070 億円もの減収と見積もられている。特に法人税は 45,910 億円、所得税では 29,580 億円もの減収見積である。消費税も 4,920 億円の減収見積である。合計 80,410 億円の減収である。結果、国民へのサービスを現状維持のために国債を発行せざる得ない財政状況である。1990 年度 60 兆円を最高税収入として 2010 年度の税収が大きく減収しているのが図 2-1 一般会計税収の推移から確認出来る。

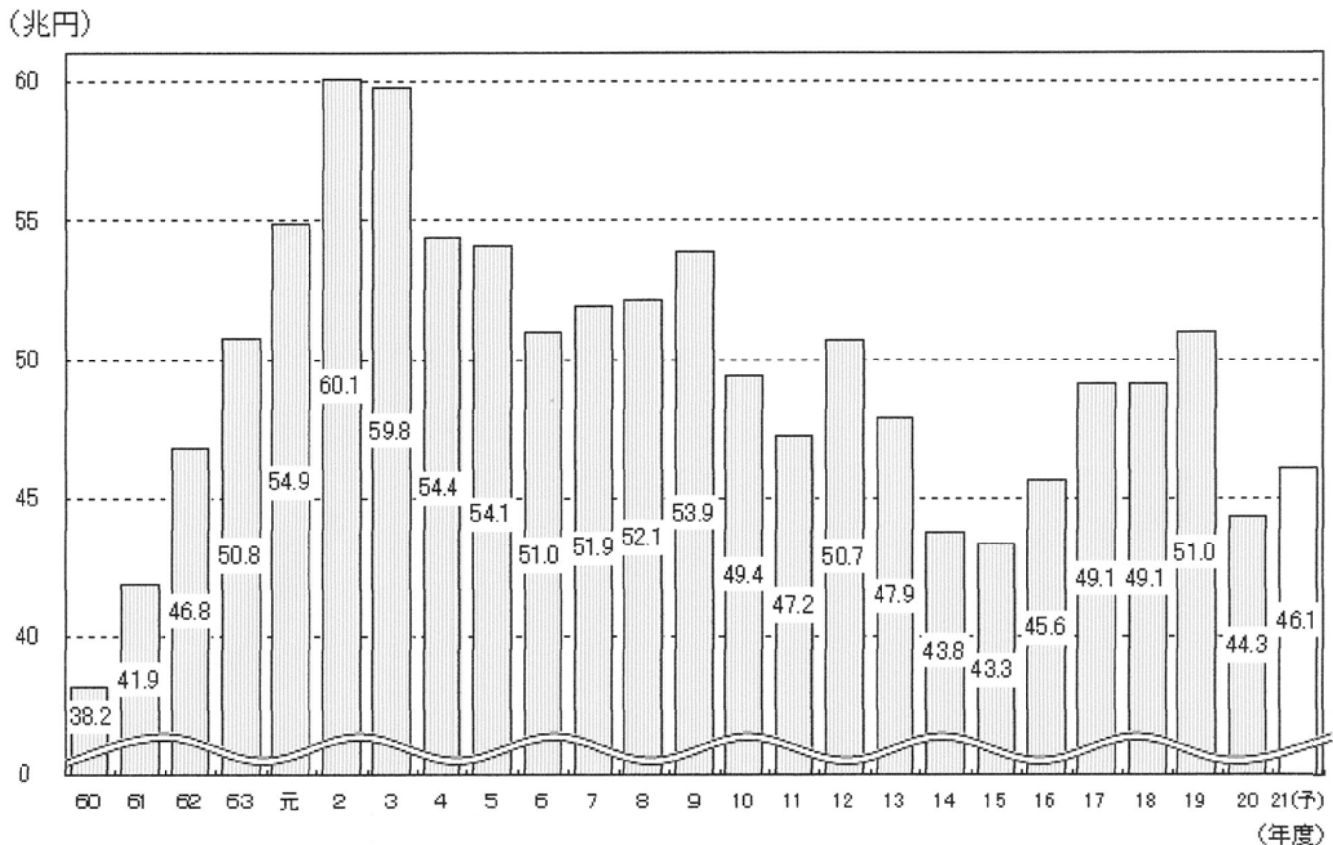
図 2-2 は主要項目の税収の推移である。表 2-3 は直接税と間接税割合の国際比率、図 2-4 は所得・消費・資産税等の構成比、図 2-5 は所得・消費・資産税等の国際比較である。

表2-2 2010年度租税及び印紙収入予算額 (単位：億円)

税目	平成21年度 当初予算額	平成22年度					
		前年度当初 予算額に 対する 増減 (△)収見込額	現行法に よる 収入見 込額	税制改正 による 増減(△) 収見込額	改正法に よる 収入見 込額 (予算額)	前年度当初 予算額に 対する 増減(△) 収見込額	
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)	(6)=(5)-(1)
(一) 一般会計							
所得税	126,610	△ 25,880	100,730	810	101,540	△ 25,070	
源泉分離 申告計	29,110	△ 4,500	24,610	△ 10	24,600	△ 4,510	
	155,720	△ 30,380	125,340	800	126,140	△ 29,580	
法人税	105,440	△ 45,810	59,630	△ 100	59,530	△ 45,910	
相続税	15,220	△ 2,540	12,680	30	12,710	△ 2,510	
消費税	101,300	△ 4,940	96,360	20	96,380	△ 4,920	
酒税	14,200	△ 370	13,830	-	13,830	△ 370	
たばこ税	8,430	△ 690	7,740	530	8,270	△ 160	
揮発油税	26,280	△ 520	25,760	-	25,760	△ 520	
石油ガス税	130	△ 10	120	-	120	△ 10	
航空機燃料税	830	△ 60	770	-	770	△ 60	
石油石炭税	5,100	△ 300	4,800	-	4,800	△ 300	
電源開発促進税	3,510	△ 210	3,300	-	3,300	△ 210	
自動車重量税	6,460	△ 330	6,130	△ 1,660	4,470	△ 1,990	
関税	8,460	△ 900	7,560	-	7,560	△ 900	
とん税	100	△ 20	80	-	80	△ 20	
印紙収入	7,220	260	7,480	-	7,480	260	
収入印紙 現金収入 計	2,630	130	2,760	-	2,760	130	
	9,850	390	10,240	-	10,240	390	
合計	461,030	△ 86,690	374,340	△ 380	373,960	△ 87,070	
(交付税及び譲与税配付) 金特別会計							
地方揮発油税	2,812	△ 56	2,756	-	2,756	△ 56	
石油ガス税(譲与分)	130	△ 10	120	-	120	△ 10	
航空機燃料税(譲与分)	151	△ 11	140	-	140	△ 11	
自動車重量税(譲与分)	3,230	△ 165	3,065	-	3,065	△ 165	
特別とん税	125	△ 25	100	-	100	△ 25	
地方法人特別税	8,730	4,170	12,900	-	12,900	4,170	
合計	15,178	3,903	19,081	-	19,081	3,903	
(国債整理基金特別会計)							
たばこ特別税	1,947	△ 365	1,582	-	1,582	△ 365	
総計	478,155	△ 83,152	395,003	△ 380	394,623	△ 83,532	

出所：財務省統計情報 <http://www.mof.go.jp/siryou.htm>

図2-1 年度別一般会計税収入の推移 (単位：兆円)



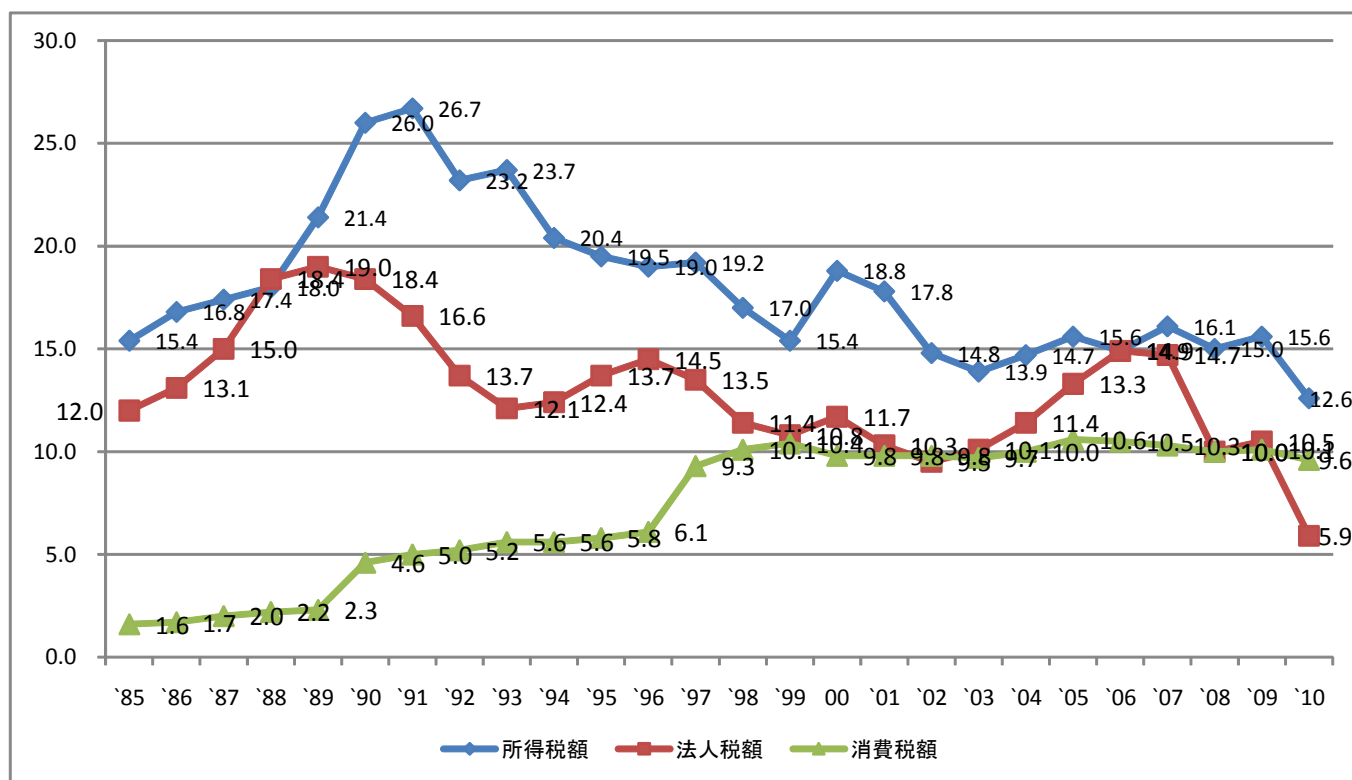
(注)20年度以前は決算額、21年度は予算額による。

出所：財務省税制 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/010htm>

2010年5月06日の財務省発表の3月時点での2009年度税収実績によると、補正後予算額368,610億円に対して税収実績は78.6%である。⁵⁾3月時点所得税収実績は86.1%、法人税は46.4%24,401億円、法人税収は7月に確定するので法人税収見込みとしては2008年度実績の半分程度の51,000億円程度とされている。図2-2税収の年度推移では2009年度予算として消費税・法人税ともに約100,000億円程度と図式化されているが実績は特に法人税収の落ち込みは50%、消費税収の実績も69,673億円で対2008年度比74.3%である。昨年度からの税収は40兆円を大きく割れているのである。2009年度補正後予算368,610億円は確保されるとされている。昨年度、本年度税収400,000億円を割り一般会計分歳出予算の半分にも達していないのである。来年度も税収は期待できないのは明らかな状況と思われる。

図2-3は所得税、法人税、消費税の税収入の割合を示している。消費税の割合20~25%は最近年度では割合が増加傾向である、法人税は景気状況により増減が激しい、しかも法人税率は国際競争力を維持し向上するために減税すべきとの声は経済界では勿論、与野党ともに声高に主張されている。所得税は税収の3分1とコンスタントな割合である、所得税の大きな増税は困難な状況である、このような中消費税の増税が最近話題に上っている。

図2-2 主要税目（一般会計分）税収の年度推移（単位：兆円）

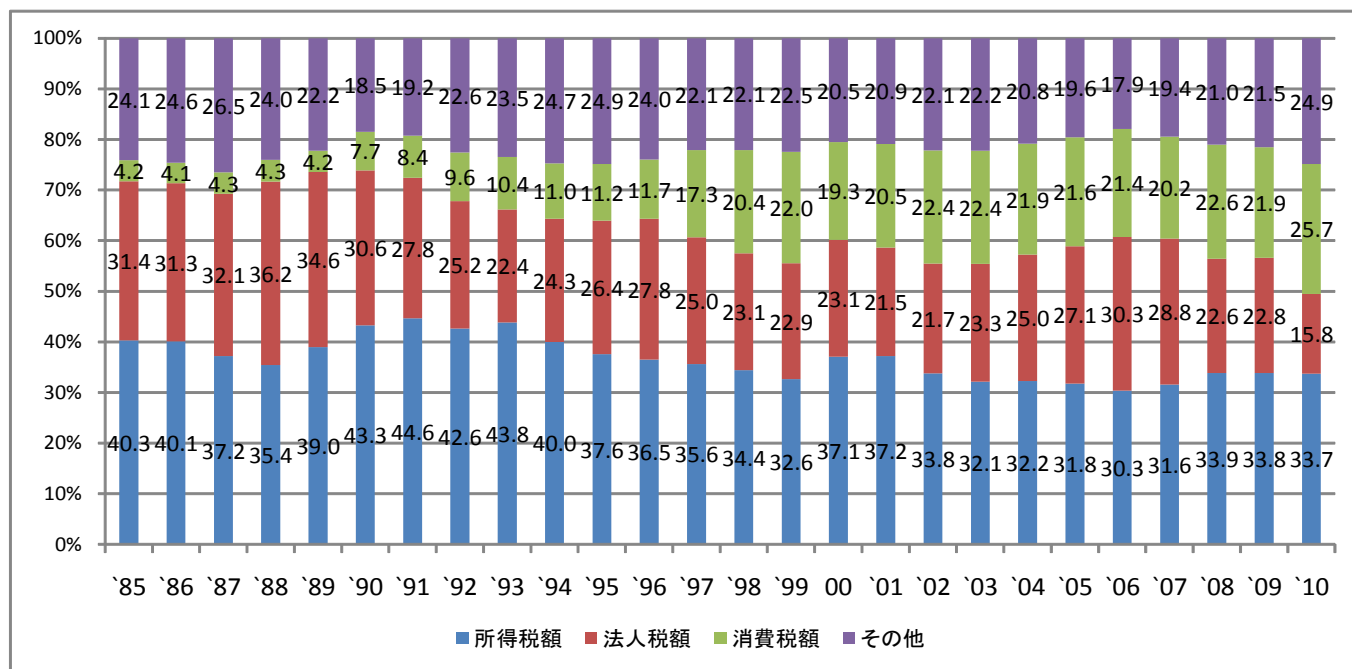


注1) '09.'10年度は当初予算、08年度以前は決算額、'10年度は山田が追加

注2) 消費税は'88年度まで物品税

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/011.htm>

図2-3 主要税目（一般会計分）税収の年度推移割合（単位：%）



注1) '09.'10年度は当初予算、08年度以前は決算額、'10年度は山田が追加

注2) 消費税は'88年度まで物品税

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/011.htm> より山田作成

表 2-3 直接税と間接税割合の国際比較 (単位：%)

(2009年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	直間比率	直間比率	直間比率	直間比率	直間比率
国税	60:40	94:6	58:42	46:54	54:46
地方税	85:15	58:42	100:0	95:5	48:52
国税+地方税	71:29	78:22	61:39	52:48	53:47

- (注) 1. 日本の国税は平成21年度(2009年度)予算額、地方税は見込額であり、諸外国は、OECD“RevenueStatistics1965-2007”による2006年の計数。
2. OECD“RevenueStatistics”の分類に従って作成しており、所得課税、給与労働力課税及び資産課税のうち流通課税を除いたものを直接税、それ以外の消費課税等を間接税等とし、両者の比率を直間比率として計算している。
3. 諸外国の計数のうち、アメリカでは連邦税を、ドイツでは連邦税と州税の合計を国税として算出している。

出所：財務書 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/015.htm>

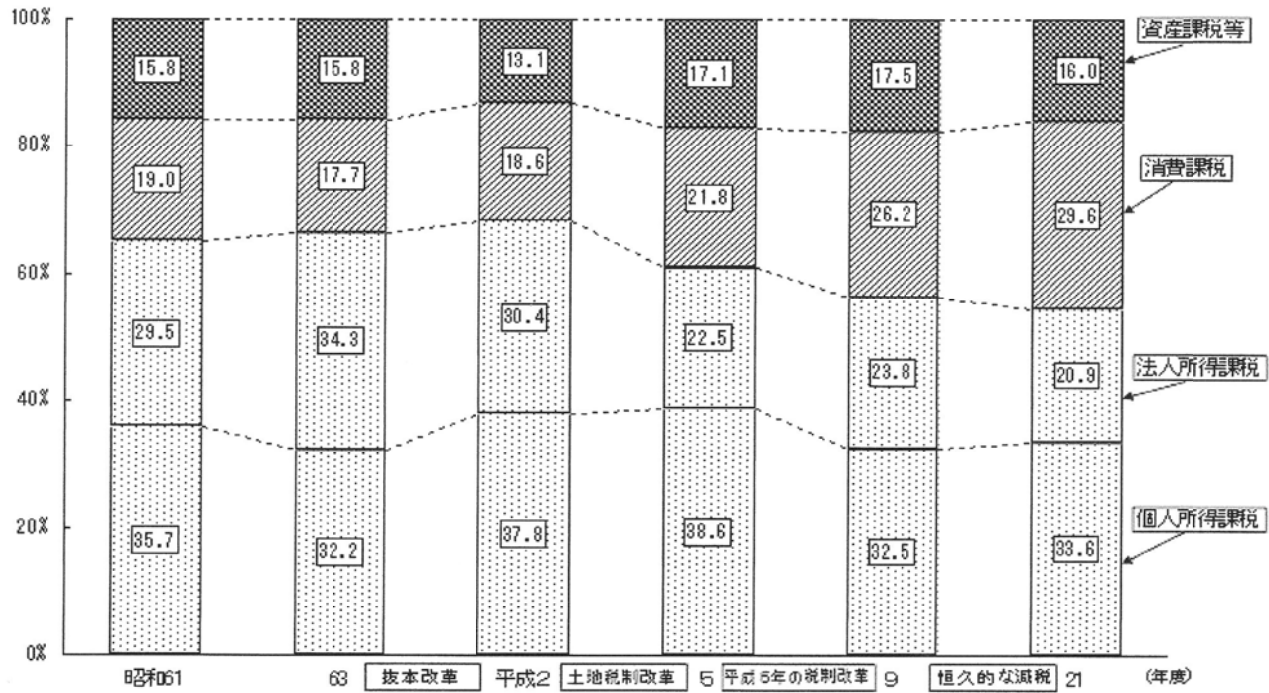
直接・間接税比率をみると、国税・地方税合計で各国比較すると日本は直接税 70%台でアメリカは 80%に近い。イギリスはドイツ・フランスの 50%台前半と日本・アメリカの中間で 61%である。結果的に高負担高福祉国は間接税の比率が高くアメリカの自己責任の強い国は比較的間接税の比率は低い(表 2-3)。

我が国での国税における直間比率の直接税は 1988 年度 73%であったが年々間接税比率が上昇し 2009 年では直接税 60.4%まで低下して間接税比率 40%である。たがヨーロッパ諸国と比較すると間接税比率は低い。⁶⁾これはバブル崩壊後、政策として直接税の減税が行われ結果的に日本経済の停滞とも相まって直接税の減収による。

財務当局では経済不況にも安定している消費税を中心とした間接税の増加が主張されていたし、現在も強い主張である。

今の経済状況下では直接税の増税は余り期待できないし国民の同意をうけるのも困難な状況である。従い増収増加には間接税での増税の余地があると言われている根拠である。

図2-4 所得・消費・資産等の税収構成の推移（国税+地方税）（単位：％）

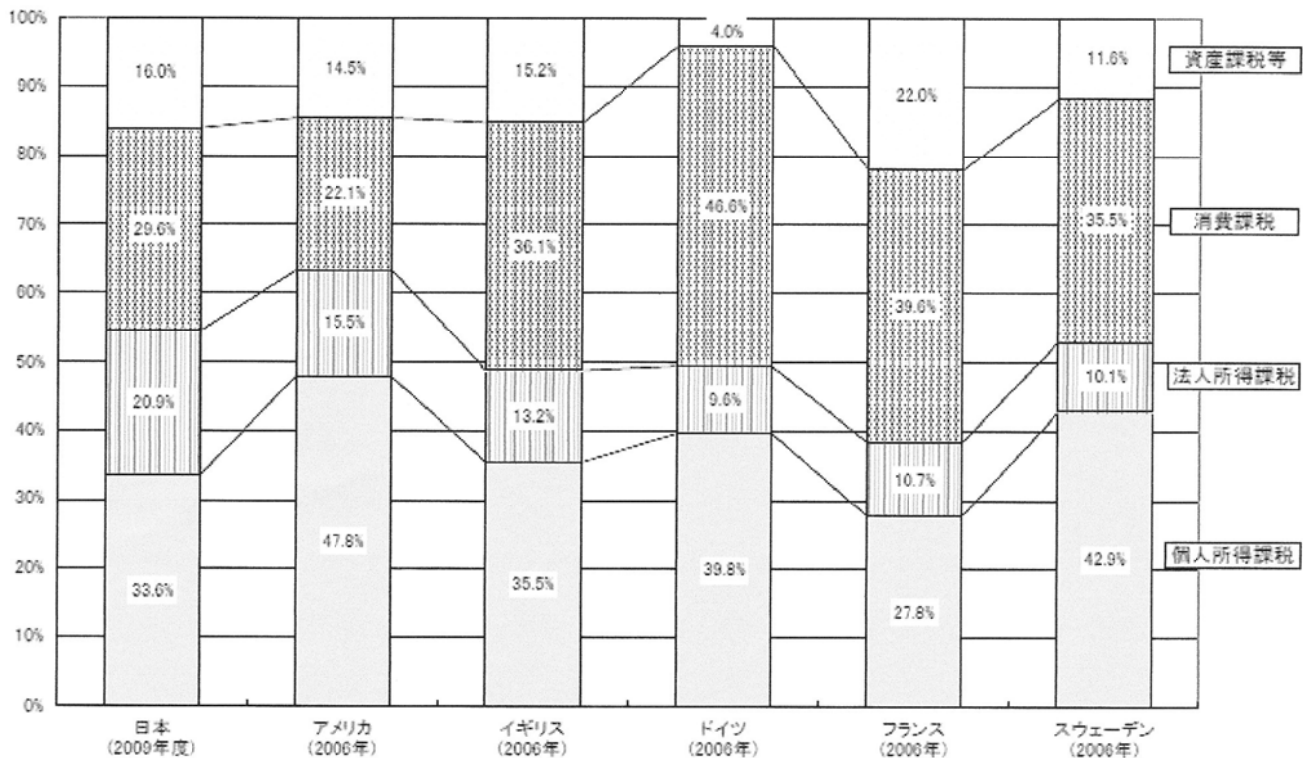


(注) 平成9年度までは決算額、平成21年度については、国税は予算額、地方税は見込額による。

出所：財務書 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/012.htm>

図2-4で年度推移をみると2009年度は不況の結果法人税の税収構成比が30%台であったのが20%に落ちている。所得税の構成比は33%台を、資産税も17%前後を維持している。構成比の増加傾向は消費税である。

図2-5 所得・消費・資産等の税収構成比の国際比較（単位：％）



(備考) 1. 日本は平成21年度(2009年度)予算ベース、諸外国はOECD “Revenue Statistics 1965-2007”による。

2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

出所：財務書 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/016.htm>

所得・消費・資産税の国際比較図 2-5 からみると我が国の法人税の構成比 20% で国際比較では著しく高い。所得税構成比もフランス 28% が最低で我が国の 33% は高いとはいえない。アメリカ 48%、スウェーデン 42%、ドイツ 40% とで所得税の構成比が高い国である。資産税では我が国 16% に対してアメリカ・イギリス並み、ドイツは 4% で最低である。消費税は我が国・アメリカが 20% に対しドイツ 47%、フランス 40%、イギリス・スウェーデン 35% 台である。

我が国の税構成比では消費税は年々増加しているが国際比較で低い、所得税も低い。法人税も国内構成比年度推移では低下傾向であるが国際的にみると最高である。

3 主要税項目の課題

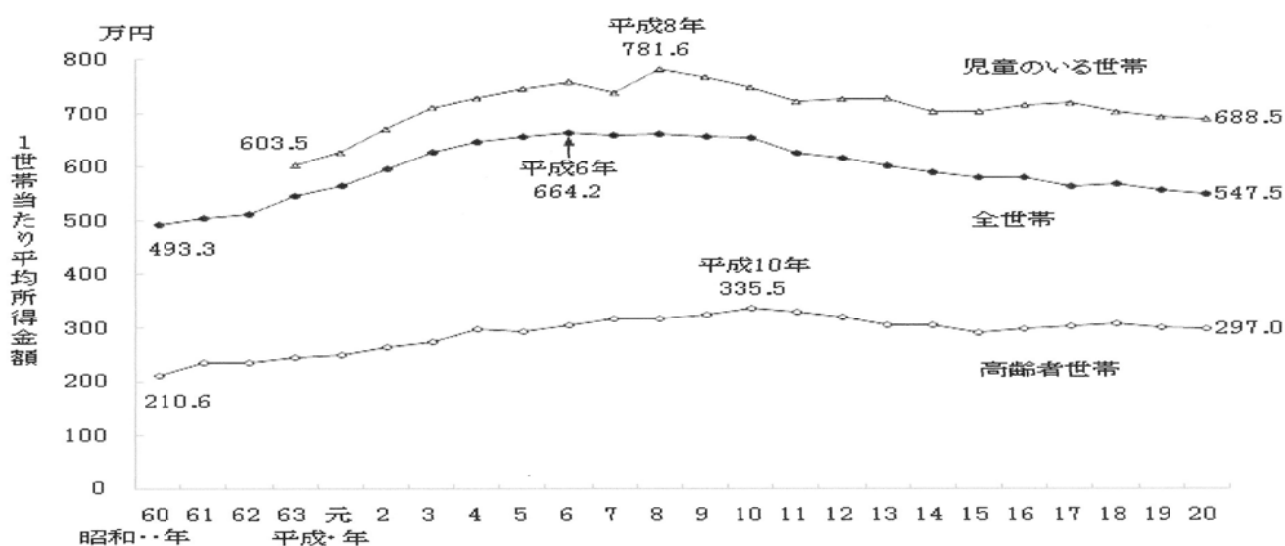
所得税・法人税・消費税など主要税項目とその他話題にのぼっている税項目のそれぞれの課題を探り明らかにしたいと思う。

3-1) 所得税

所得税は図 2-2、図 2-3 に見られるように税収で重要な税の中の 1 つである。図 2-1 に示すように税収入は 1990 年度 601,000 億円をピークとして年々上下はあるが減収傾向が続いている。これは所得税減収も総税収減少の原因の 1 つでもある。

所得税減収原因は主に 2 つあると思われる。1 つはデフレ・不況による納税者の名目収入の減収である。厚生労働省 2010 年 5 月 20 日発表「国民生活基礎調査」⁷⁾ で図 3-1-1 に示すように 2008 年度平均世帯所得は 547 万円であり、1994 年のピーク 664 万円に対して 82% にもなる減収である。当然納入所得税は減収である。

図 3-1-1 2009 年国民生活基礎調査の 1 世帯当たり平均所得金額 (単位: 万円)



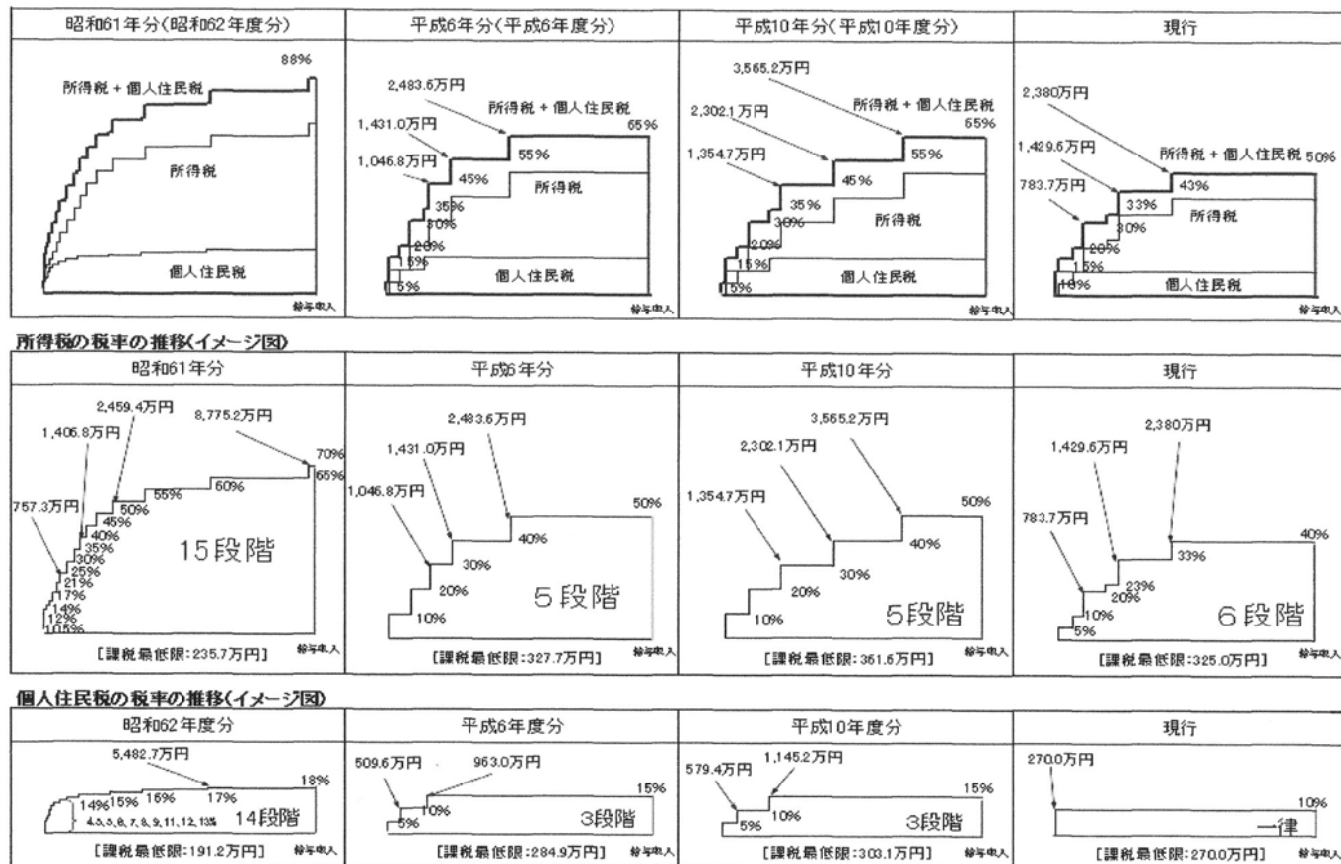
注: 1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 児童のいる世帯は、昭和63年より表章している。

出所: 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa09/2-1.html>

2 つ目は 1987 年からの中曽根内閣の減税措置で配偶者特別控除の新設、税率の引き下げ、以後内閣の税率引き下げ、定率減税、基礎控除引き上げ、各種の控除などで所得税収入は減額されたのである。図 3-1-2 は税

率引き下げの推移である。所得税・住民税合計 88%の税率が現在 50%に引き下げられ税率のフラット化がなされている。結果納税者の約 80%が 10%～5%の税率である。「軽く」「広く」との税負担が「軽く」が「広がり」過ぎていたとの批判がある。

図 3-1-2 個人所得税の税率年推移



(注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の数値である。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分の課税最低限は特別減税前の数値である。

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/033.html>

参考に現在の所得税の税率は表 3-1-1 の通りである。

表 3-1-1 現在の個人所得税の税率

所得税		住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～195万円	5%	一 律	10%
195～330万円	10%		
330～695万円	20%		
695～900万円	23%		
900～1800万円	33%		
1800万円～	40%		

出所：山田作成

表 3-1-2 は所得税の国際比較である。最高税率は各国と比較して低いと云えない。課題は累進課税率のフラット化が公平感を壊してしまっているのではないだろうか。国民所得に占める課税負担率が各国に比べて非常に低い。

表3-1-2 所得税の国際比較（夫婦子供2人）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
最低税率	5%	10%	20%	15%	5.5%
最高税率	40%	35%	40%	45%	40%
課税最低限	325.0万円	378.0万円	114.6万円	288.7万円	490.1万円
国民所得に占める課税負担 (地方税含む)	7.7%	12.5%	13.7%	11.6%	10.5%

出所：2010年2月25日付け毎日新聞

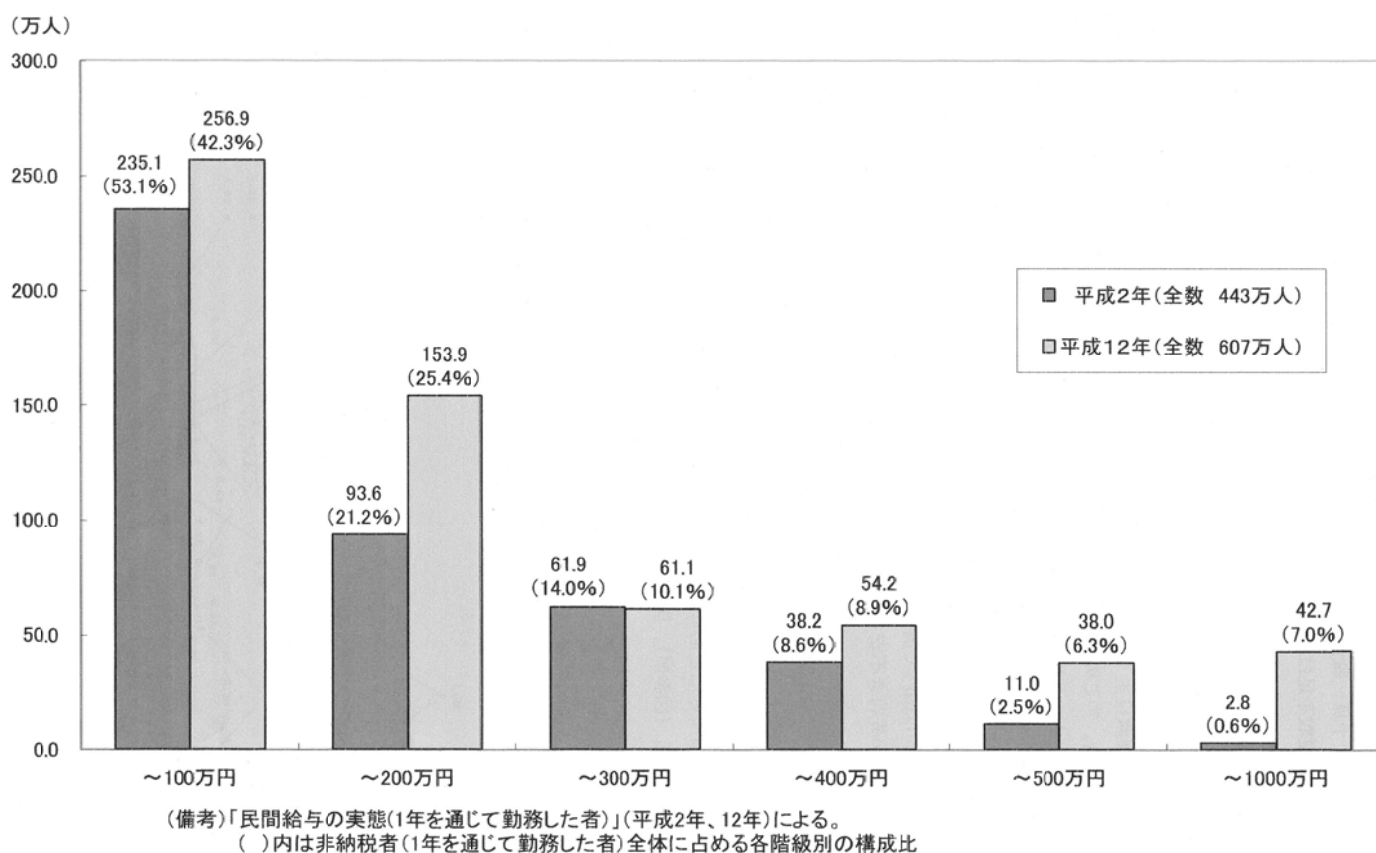
所得の減収とこのような各種減税措置で所得税の減収傾向が続いている。

2009年平均就業人口6,265万人（自営業者と家族労働者含む）の内納税者は約4,888万人78%である。22%の1,377万人は納税していないのである。1999年の英国・カナダは納税者率80%程度である。これらの資料から我が国は比較的外国より非納税者が多いと言える。

10年前の古い内閣府の資料であるが図3-1-3は民間給与所得者の給与階級別非納税者の数である。⁸⁾

1990年に比べると2000年には収入200万円以下で21.2%が25.4%に上昇、300万円以下は低下、400万円以下から1,000万円以下は大きく上昇している。1,000万円の収入では0.6%が7.0%にもなっている。数では2.8万人から42.7万人である。このような減少の原因は住宅ローン控除の影響であると言われている。最近はより住宅ローン控除が優遇されていることから推定すると収入の高い人の非納税者は2000年より増加していると思われる。

図3-1-3 民間給与所得者の給与階級別非納税者の数（1990、2000年）



出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/033.html>

所得税のこのような現象は「所得税の空洞化」と言われている。基幹的な所得税収入の減少又はちぐはぐは税の「公平」「中立」「簡素」の原則から遠のいているとしか言えない。

所得税の担い手である多くのサラリーマンは「所得税は重い」「自営業者・農業者と比較して不公平」だと不満をもっている。

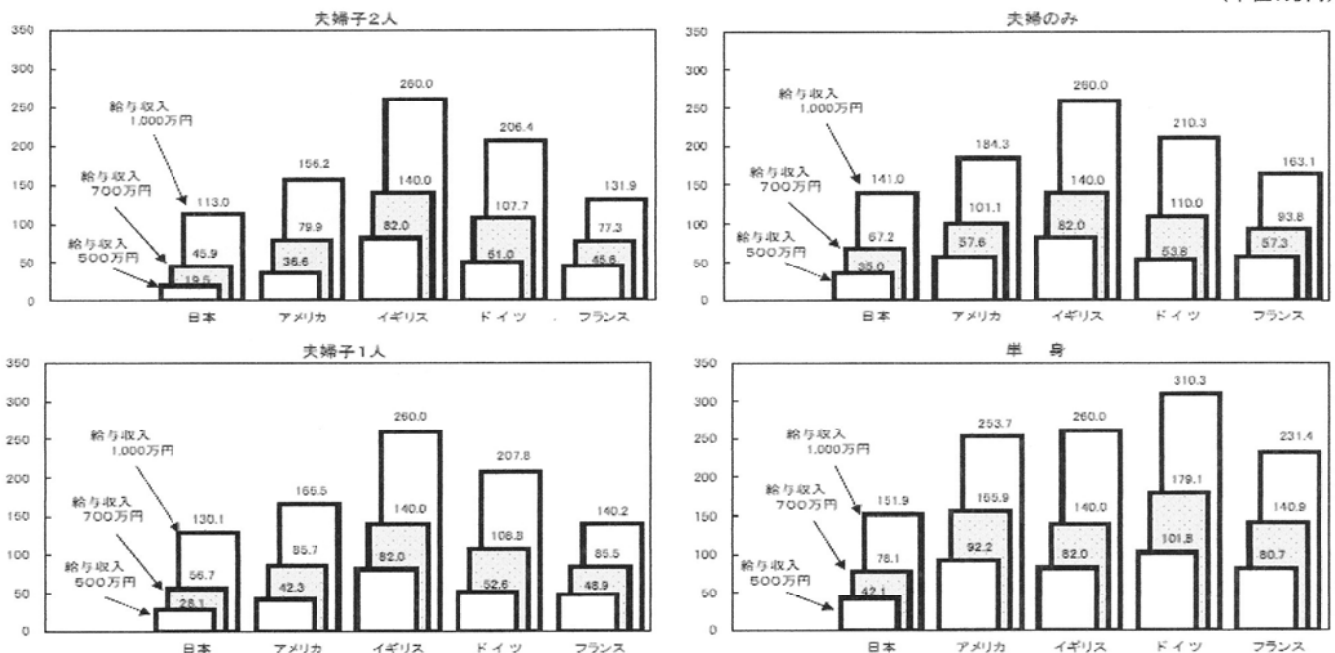
図3-1-4は給与収入階級別の個人課税負担額の国際比較である。この図からみる限り我が国での所得税負担は「重い」とは検証出来ない。

しかしサラリーマン層の所得税負担は不公平だと云う不満はいまだに続いている。おそらくサラリーマンの所得は100%ガラス張りであるのに自営業者は6割、農業者は4割しか所得は把握されていないのではないかと疑いが深いことではないだろうか。いわゆるクロヨン問題である。

自営業者・農業者は収入から事業にかかわる経費を差し引き課税所得が算出さえる。サラリーマンは税制上経費として給与所得控除が制定されている。給与所得控除は平均して給与所得の3割ほどで逆に自営業者からは過大な経費見積もりではないかと指摘され、税専門家からも見直しの論議がしばしば行われている。

図3-1-4 給与収入階級別の個人課税負担額の国際比較

(2009年7月現在)
(単位:万円)



(備考)イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税負担額として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの個人所得課税の負担額は、夫婦2人及び夫婦1人の場合は74.4万円(給与収入500万円)、132.8万円(同700万円)、260.0万円(同1,000万円)、夫婦のみ及び単身の場合、82.0万円(同500万円)、140.0万円(同700万円)、260.0万円(同1,000万円)となる。)

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は夫婦2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
 4. 邦貨換算レート:1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成20年(2008年)12月から平成21年(2009年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

出所:財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/033.html>

表3-1-3は給与所得控除の控除率と金額である。表3-1-4は勤労者世帯の年間収入の5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調(2003年)である。収入金額に対する経費金額相当額は6.3%~7.1%に過ぎない。いかに給与所得控除が過大かを示している。サラリーマン経費平均給与所得金額30%に対して調査計算7%で実に4倍もの経費が認められているのである。見直し検討の批判があるのも理解できる。

例えば、500万円の場合控除額は154万円、1,000万円の場合は220万円で、1,000万円以上でも控除金額に

上限なく控除される。諸外国にも類似する制度はあるが日本の控除額ははずば抜けて高いのである。

給与所得控除金額より超える経費について条件は厳しいが特定支出控除の制度がある。実際に使われる例は非常に少ない。

給与所得者は通常毎月の給与からの源泉徴収と年末調整だけで納税を行っている。確定申告納税者と異なり経費等の計算、税金額も人さま任せである。どうしても「取られている」との意識が強くなるのは当然だと思う。では勤務先での源泉徴収制度からすべて確定申告となると納税者・国ともにコストはかなり増える。見直すにもこの辺の考慮も必要であると考えられる。

表3-1-3 給与所得控除の控除率と金額

給与収入金額	控除金額
180万円以下	収入金額×40% (最低65万円)
180超360万円以下	収入金額×30%+18万円
360超660万円以下	収入金額×20%+54万円
660超1000万円以下	収入金額×10%+120万円
1000万円超	収入金額×05%+170万円

出所：国立国会図書館 <http://ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0535.pdf>

表3-1-4 勤労者世帯の年間収入の5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（2003年）

(原注) この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している）。

したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出と見るべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入 5分位階級	年間収入額 (A)	年間支出額								(B)	
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	
I (～445)	3,544	12,505	6,841	9,409	920	38,564	149,898	4,538	222,675	6.3	
II (～586)	4,762	18,408	8,972	12,519	1,226	46,832	214,824	8,623	311,404	6.5	
III (～738)	5,862	22,941	11,550	16,066	1,438	53,768	269,391	13,078	388,232	6.6	
IV (～950)	7,170	31,916	14,643	19,993	1,695	62,934	357,172	18,190	506,543	7.1	
V (950～)	10,135	52,125	19,905	28,199	1,665	73,335	503,609	33,939	712,777	7.0	
平均	6,295	27,579	12,382	17,237	1,389	55,087	298,979	15,674	428,326	6.8	
支出品目別 内訳		背広服、男子用コート、男子用ズボン、ワイシャツ、他の男子用シャツ	男子用靴下、男子靴、傘、ネクタイ、他のバッグ	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含まれている可能性がある。				

- (備考) 1 この表は「家計調査（二人以上の世帯）」（総務省統計局）の「年間五分位収入階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(出典) 税制調査会『個人所得課税に関する論点整理』参考資料 2005. 6, p. 12.

出所：国立国会図書館 <http://ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0535.pdf>

表3-1-5 所得税・住民税の人的所得控除の一覧

			(単位：万円)	
項 目			所 得 税	個人住民税
基礎的な人的控除	基礎控除		38	33
	配偶者控除	控除対象配偶者	38	33
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	48	38
		同居特別障害者加算	+35	+23
	扶養控除	扶養親族	38	33
		特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	63	45
		老人扶養親族（70歳以上）	48	38
		同居老親等加算	+10	+7
		同居特別障害者加算	+35	+23
	特別な人的控除	障害者控除	障害者（本人、配偶者、扶養親族）	27
特別障害者（同上）			40	30
寡婦控除（本人）		寡婦	27	26
		特定の寡婦加算	+8	+4
寡夫控除（本人）			27	26
勤労学生控除（本人）		27	26	
白色事業専従者控除	配偶者	86	86	
	配偶者以外	50	50	

出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/045.html>

所得税での人的所得控除（表3-1-5）の基礎的な控除は「基礎控除」「配偶者控除」「扶養控除」の3つである。その他表に示すよう特別人的控除がある。これらは家族に関するものである。社会保障や高齢者を配慮する控除として「社会保険料控除」「公的年金等控除」「老年者控除」などである。給与所得者の控除としては「給与所得控除」「退職所得控除」がある。経済成長促進等政策的な控除として「生命・地震保険料控除」「住宅ローン控除」などがある。所得控除はこのようになりかなり複雑な構造となっている。

「給与所得控除」は先に検討した。ここでは「配偶者控除」「住宅ローン控除」の課題を中心として探っていくと思う。

「配偶者控除」は1961年に創設され、「配偶者特別控除」は「手取りの逆転現象」の解消のために1987年に創設された。

男性が働き女性は子供を育て家庭を守るとした片働きを前提としての税制で時代遅れである。従って「配偶者控除」「配偶者特別控除」は見直す必要があるとの声は高い。一方適用を利用している立場からは権利の剥奪だと反論も強い。現在「配偶者控除」は女性で専業主婦にだけでなく女性が主収入を得て家計を維持している場合パートナーである男性にも適用される。

女性の社会進出は著しく夫婦共稼ぎも45%に達している。ただ20代後半から40歳代未満は就業率が下がりグラフで表すとM字型を呈している。しかし今後の経済状況から推定すると共稼ぎ家庭は増加するものと推定できる。

年収が103万円以下の場合（基礎控除38万円＋給与所得控除65万円の合計）は納税の義務はない。女性パートのかなりの人々は103万円以内に収入を調整していることはよく見られている現象である。会社によっては「配偶者手当」を納税義務者には支給しない。そのためには103万円以内で働くという税制による「生き方」の選択を強いられている。これは税の「中立」性を著しく阻害するものとの批判がある。

「手取り逆転現象」の解消のために「配偶者特別控除」制度が創設されて逆転現象は解消された。しかし税制ではないが年収130万円を超える配偶者は社会保険制度で第3号被保険者の資格がなくなり、国民年金保険料（給

与所得者以外の配偶者は収入に関係なく支払っている)を自ら支払わなければならなくなる。新しい配偶者の働き方の壁である。

「配偶者控除」に対する批判をまとめると⁹⁾第1は共稼ぎ夫婦・自営業者の妻との税制上の公平の問題がある。第2は課税最低限以下の低所得者層には控除の恩恵は受けられない。第3はこの制度により特に女性のライフスタイルを左右していること。

課税の「公平」「中立」を維持するためにこれらの控除制度は「所得税空洞化」の今課題の一つである。

また年齢による優遇税制が行われている。嘗てのように老人は弱者とは限らない時代である。70歳以上老人対象配偶者控除、70歳以上老人扶養控除は通常38万円控除から10万円多い48万円である。今後高齢化社会になることが現実化されている今ただ年齢で優遇されていることは「公平」ということからみると課題ではないだろうか。税制は公平であるべきで生活困窮者にはセーフティネットを充実して救済すべきではないだろうか。

住宅ローン減税も所得控除見直しの対象として是非が問われている。住宅ローン控除とは簡単に言うと「住宅ローンを利用して住まいを購入した方が対象で支払い税金(所得税と住民税)から一定の割合分を差し引く制度である。」現在は最高額で年額50万円で10年間500万円まで控除可能な制度である。

1986年に創設され3年間で60万円控除から始まり年々控除額と控除年度年数が拡大され現在に至っている。個人の住宅所得促進と関連業界への応援により景気対策に寄与するのが目的であろう。制度当初においてはそれなりに目的に沿っていた。

総務省の住宅・土地統計調査(2,008年調査)によると全国平均で空き家率13.1%(2003年12.2%)、3大都市圏では12.1%にも達している。今後人口減少の状況の中で政府が個人の住宅取得を推進する政策は意義が減少しているのではないかと、また、景気対策としての効果も限定的ではないかとの批判が高い。

この控除による税額の減収は2000年度5,590億円¹⁰⁾、2007年度8,150億円、2008年度8,240億円、2009年度8,560億円¹¹⁾にも上り租税特別措置による所得税・法人税の減収額のなかでもっとも最高額である。このままでいいのであろうかとの疑問がある。

この制度の一番の課題は不公平な制度ではないだろうか。年額50万円の税額控除があるので年収1,000万円近い人でもこの制度を利用すれば数年間は税額の支払いを免れるという事になる(図3-1-3)。低所得者でも納税している人と比べると余りにも不公平が著しい制度である。

住宅ローン控除見直しの必要性が大であるが見直しの議論は残念ながら少ないのが現状である。

その他所得税の不公平での課題は公的年金の控除が現役所得と比べて寛大過ぎないか、株式譲渡益課税(10%)、利子所得(20%)の分離課税等高所得者なほど有利になる現税制の高所得者優遇は「公平」に著しく反しているとの批判も高い。

所得税での課題をまとめると「控除が複雑」「公平性に欠ける」「中立性にも疑問」等である。政治的・経済政策的な考慮は否定する者ではないが「簡素化」「公平」「中立」の原則から再検討することに目をつぶるべきでない。具体的には「課税最低限の引き下げ」「不公平性が強い控除の修正」「緩められた累進税率の見直し」など幅広い層の税負担により国民が広く薄く負担する所得税が望ましいと思う。

3-2) 法人税

我が国の所得税は1887年(明治20年)に創設された。創設の際法人に課税するか否か議論がなされ、この時点では課税されなかった。1899年(明治32年)に課税を行うようになった。このように法人に課税すべきであるかどうかの理論的論議は創設から現在にいたるまで議論されている。諸外国においても例外ではない。¹²⁾

ここでは法人税の理論的論議は棚上げし実体的な現在の法人税の実情と今の課題を追う事にする。

国境がない世界的に企業経済活動の自由化が進行して国際的に企業活動の競争の激化の今、法人税は企業経済活動に大きく影響を及ぼす状況である。経済界・政界の一部から日本の法人税課税率は国際的に高い、従って企

業の国際的競争力向上の推進、企業の海外移転を防ぐために、また、雇用の維持・増進にも法人税率は下げるべきだとの議論は高い。この当たりをもう少し掘り下げてみたいと思う。

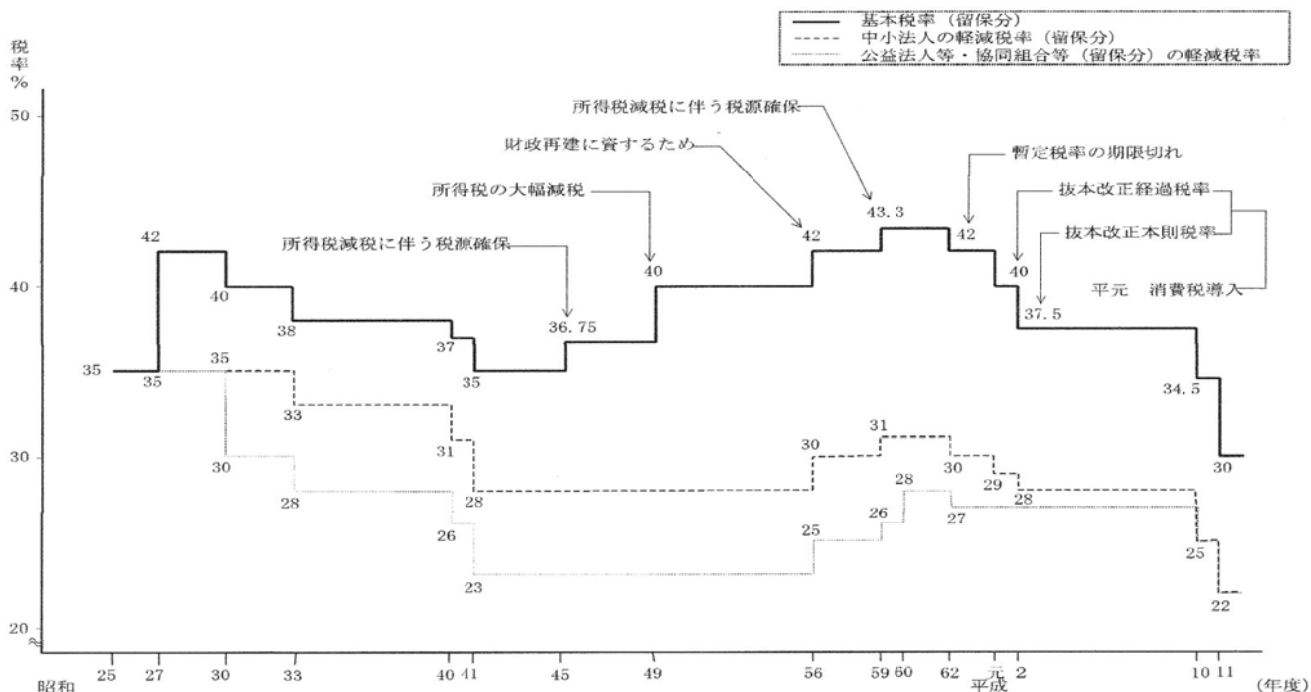
法人税の税金は図2-2に示すように1989年約19兆円を最高にして年々下降して2006年に約14兆円と回復したが、2010年では約5.9兆円と見積もられている。税金の割合(図2-3)も最高36%も占めていたが20%台に下降して2010年の見積もりでは税金割合は15.8%に過ぎなくなっている。

2005年度法人数2,580千社にたいして利益計上法人数は850千社、欠損法人数1,730千社で67%が欠損法人である。2006年の欠損法人は66.5%、2007年の欠損法人は67%である。¹³⁾ 全法人で納税法人は約33%、実に3分の1に過ぎないのである。

このように法人税は景気に左右され不安定であり、累計欠損も繰り越しが認められている。法人税も「空洞化」現象は否定できないと思われる。しかし現在法人税率の引き下げの圧力は次第に強くなっている。

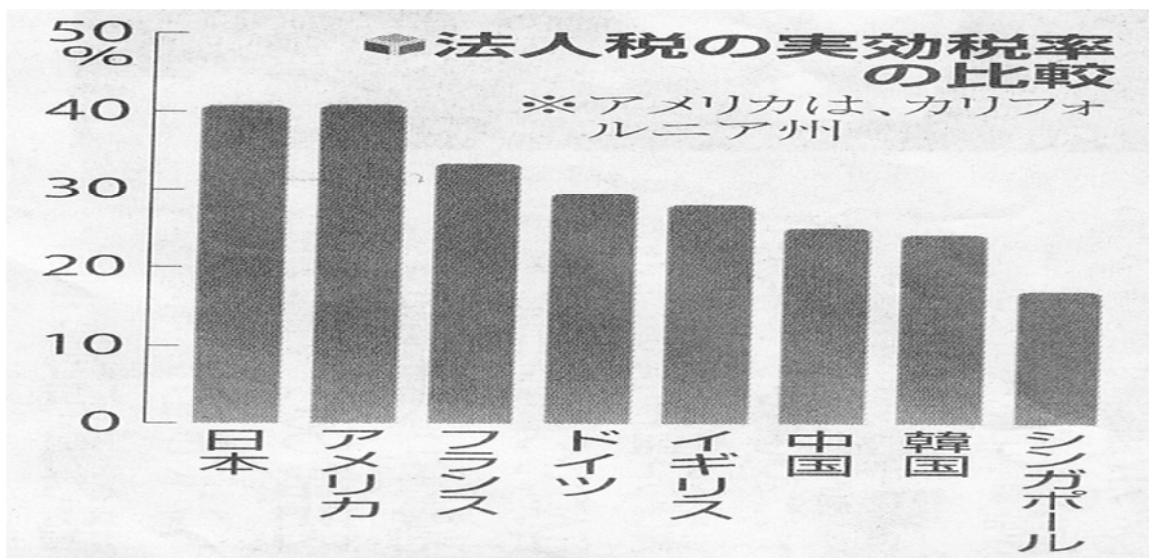
図3-2-1は法人表面税率の推移で国税30%、法人住民税6%、法人事業税7%であり、図3-2-2は国際比較の法人実効税率である。我が国の実効税率は40.69%である。

図3-2-1 法人表面税率の推移 (単位：%)



出所：内閣府 <http://cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/zeichof09.pdf>

図3-2-2 法人税実効率の国際比較 (単位：%)



出所：2010年5月7日付け読売新聞

法人の税金は国税・法人住民税・法人事業税である合計約43%になる。実効税率とは実際に法人が支払う税率である。前年度支払税額の一部が本年度損金に算入が認められているため調整した理論上の税負担を実効税率と呼ばれている我が国の実効税率は40.69%である。

アメリカは州により州税が異なる、カリフォルニア州が最高で最低ネバダ州は35%である。欧州は約30%前後、アジアは中国25%、韓国24%である。このように我が国の法人税は国際的に割高である。

従って日本の企業の収益率が低率で国際競争の中で苦戦を強いられている大きな要素であるとされている。税率だけ比較すれば明らかに国際的に高い。しかし引当金、準備金、減価償却制度の内容、租税特別措置などによる減税など各国の実情も考慮に入れて法人税率は見直す必要があるのではないだろうか。また、今の経済活動の国際化の中税率を下げたからと言って企業の活動が外国への移転が止まるとは考えられない、従って雇用が増加するとの期待も大きくないとの主張もある。

租税特別措置の現状を見ていくことにする。¹³⁾ 2009年1月1日時点で国税では300項目ある。その内法人税関係は91項目で41項目は適用期限ないものである。

表3-2-1は2007年2008年2009年の租税特別措置による税収の増減収額である。法人税関係では2007年10,300億円2008年10,600億円2009年8,070億円である。2009年分は前年より減税額が少なくなっているが(注)にあるように集計範囲が狭くなっている。おそらく2009年も1兆円規模ではないかと思われる。「試験研究関連費」「中小企業の機械等の償却関連費」が主な減額項目である。ただ2009年分での表に記述されていないその他項目で4,180億円であるのは何故か不明である。2010年分は総計約5兆円弱と試算されている。

租税特別措置による減税額は年約5兆円である、その内法人税関係は約1兆円で20%を占めている。租税特別措置に対しては依然から「対象者・効果・必要性等が透明性に欠ける」「不公平」「実体の把握が充分でない」等を改善し「透明性」「公平」「効果がある」「必要性が明確」な税制を確立する必要があると議論されている。

表3-2-1 租税特別措置による税収の増減収額の推移 (単位：億円)

(単位:億円程度)

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
一 所得税関係			
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	▲ 8,150	▲ 8,240	▲ 8,560
確定申告を要しない配当所得	▲ 2,920	▲ 3,360	▲ 3,200
公的年金等控除の最低控除額等の特例	▲ 1,550	▲ 1,530	▲ 1,710
青色申告特別控除	▲ 660	▲ 710	▲ 600
上記以外の減収項目	▲ 1,630	▲ 1,560	▲ 1,750
小 計	▲ 14,910	▲ 15,400	▲ 15,820
二 法人税関係			
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	▲ 6,060	▲ 6,510	▲ 2,540
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	▲ 2,300	▲ 2,560	▲ 2,500
退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	▲ 1,730	▲ 1,560	▲ 1,170
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	▲ 1,070	▲ 900	▲ 700
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	▲ 460	▲ 520	▲ 290
上記以外の減収項目	▲ 1,560	▲ 1,640	▲ 4,180
交際費等の損金不算入	2,880	3,090	3,310
小 計	▲ 10,300	▲ 10,600	▲ 8,070
三 その他			
石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	▲ 38,750	▲ 37,890	▲ 35,940
地価税の課税の停止	▲ 1,510	▲ 1,730	▲ 2,020
土地の売買による所有権の移転登記等の税率の特例	▲ 1,660	▲ 1,540	▲ 1,220
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	▲ 890	▲ 970	▲ 1,090
住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	▲ 1,050	▲ 790	▲ 1,050
引取りに係る特定石炭の免税	▲ 520	▲ 520	▲ 510
石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	▲ 530	▲ 510	▲ 490
上記以外の減収項目	▲ 2,310	▲ 2,070	▲ 3,990
揮発油税及び地方道路税の税率の特例	14,690	14,300	13,570
自動車重量税率の特例	6,000	6,000	5,420
小 計	▲ 26,530	▲ 25,720	▲ 27,320
合 計	▲ 51,740	▲ 51,720	▲ 51,210

(注) 財務省はこれまで租税特別措置の減収額に関する資料については、租税特別措置法の規定によるものに限定せずに減収額を国会に提出してきた。しかし、平成19年度からは租税特別措置の減収額を租税特別措置法の規定によるものに限って提出している。

(出所) 財務省資料、参議院予算委員会提出資料を基に作成

出所：参議院 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai-prism/backnumber/h21pdf/20097201.pdf>

図3-2-3 日韓の主要企業の法人課税負担率 (単位：%)

日本

シャープ	キヤノン	表面税率
35.8%	38.0%	40.7%

韓国

サムスン電子	LG電子	表面税率
15.7%	19.2%	27.5%

注1) 2006~2008会計年度の平均、連結ベース

出所：経済産業省 <http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g10060/a04j.pdf>

法人税率を下げるべきであるとの経済界・政界・経済産業省の主張は、日本企業の国際的競争力が劣っていて海外で稼げなくなっている。国内では10年以上の持続的物価が下落するデフレで企業収益は低迷し所得や雇用の減少、企業の新たな投資も低迷している。高い法人税率をきらい企業の拠点を海外に求めている企業もある。これでは勿論法人税収も上がらない。

企業の競争力回復・海外からの日本への投資の促進・海外流失を防ぐことにより日本経済の景気回復のために速やかに法人税率を下げなければならないとする。需要の刺激と同時に供給の刺激も必要であるとしている。

図3-2-3は日韓企業の課税負担率である。日本企業は韓国企業の2倍の率で税金を支払っている。シャープとサムソン電子の税負担を金額で比較すると、サムソン電子はシャープより1,600億円もの税負担がなく、これらの資金を設備投資や研究開発につぎ込むことが可能なのである。サムソン電子の躍進は韓国の低法人率が寄与しているとの主張もうなずける。しかし欧米企業も日本よりは低率であるが韓国企業のように国際的に飛躍的に成長しているとの話は聞こえてこない。税率の引き下げだけで国際競争力が向上するとは理解しがたい。

法人税下げに慎重な財務省に対して経済産業省・経済界・一部政界からは5%の税率下げにより年間1兆円法人税収入は減じるが、3年間で2兆円の税収がある。賃金や雇用の増加も期待できると主張している。

法人税の税率の引き下げに反対するものでないが、減収分をどこかでカバーしていく必要もある。企業が地球的規模で活動し、また投資をした国々への経済的寄与の要請が強くなっている今国内の雇用や賃金が簡単に増加するのも楽観はできないのではないか。税率下げの際には租税特別措置・準備金の取り扱い・引当金・減価償却・法人の経費等など課税所得の範囲も再検討していく必要があると考える。

3-3) 消費税

消費税は図2-2、図2-3に示す如く年間税収10兆円前後で税収割合も20%台前半を占めている、2010年度見積もりでは25%を超えている。法人税の急激な落ち込み、所得税の停滞などに比べて安定している税収である。但し、消費税は消費税率にもよるが本質的に逆進性の税金である。我が国は今一律5%の税率であるので所得の高低で、低所得者の税負担は高所得者の負担より所得に対して割高である。特徴として広く薄く税を負担するものであるがこの辺が消費税の難点である。

最近の税収の減少により国債の増発により国家歳出、特に少子化高齢化・医療費などの社会保障費を賄っている。過去拾数年の国債発行の結果、日本財政は世界的にも異常なまでの借金漬けとなってしまうている。所得税の空洞化、法人税の急減少や法人税率下げの圧力などのなか、財政健全化のために諸外国より税率の低い消費税率を引き上げることが最近のギリシャ財政破綻への不安などで我が国の財政健全化のための税収増加を図るには消費税引き上げが特に昨今論じられている。

7月の参議院議員選挙では野党自民党は2~3年後には消費税率を当面5%上げて10%程度(10兆円程度の増収)にしたいとの「マニフェスト」を公表している。与党民主党も消費税の引き上げを検討しているとし、菅首相は自民党の10%は引上げ率として参考にする述べた。民主党内ではこの発言に賛否両論ある。他の野党は消費税率上げには反対の模様である。

2010年6月14日付けの読売新聞社の参院選第1回継続全国調査(6/12~13日調査)によると、消費税率引き上げが必要であると思う人66%で「そうは思わない」29%を大きく上回っている。政党別でも民主・自民ともに支持層の70%が容認している。年齢別では50歳代が70%、最低の20歳代でも56%であった。男性では73%、女性60%が「必要だ」と答えている。若い層の人たちは将来国債返済を背負わされているにも関わらず、消費税率引き上げに比較的消極的なのは理解に苦しむ。

これらから推定すると、国民の多くは総論として消費税引き上げを容認していると思われる。しかし、この不況の状況で税率引き上げはより景気の下降を導くものであるとの反対意見も根強いものがある。菅首相は「消費税率引上げても増収分の使い方、雇用の増進等のために使用すれば景気が下がらない」と主張している。増税分

をすべて社会保障関連費に使うとは明言していない。今までの衆院・参院選挙では「引き上げ」を主張した政党は惨敗している。消費税は選挙にはタブーとされてきた。今回の参議院選挙結果もタブーは生きていた。

2010年6月19日付けの読売新聞社の参議院議員選挙予定立候補者392人へのアンケート調査（調査5月28～6月15日、回答率90%）によると自民党候補者の89%は「必要である」と、与党民主党候補者の58%しか消費税引き上げを容認してない。菅首相の思いは政府・党内ではまだまだ合意されていない状況を物語っている。

消費税の歴史を簡単に振り返ってみる。¹⁵⁾

- 1954年フランスで初めて導入
- 1971年ベルギーで導入
- 1973年イギリスで導入

日本の歴史

- 1978年大平内閣時に消費税導入案が浮上。総選挙で敗退して撤回
- 1986年中曽根内閣時に、売上税法構想、だが翌年廃案
- 1988年竹下内閣時に消費税法成立
- 1989年4月1日消費税施行、税率3%、参院選で自民党惨敗
- 1994年細川内閣で消費税法を廃止し、税率7%の国民福祉税構想発表が世論の反発により即日撤回
- 1997年消費税率5%に引き上げ
- 2003年消費税課税業者の免税点が売上3,000万円から1,000万円に
- 2004年価格表示の「税込表示」を義務付け
- 2009年鳩山内閣4年間消費税率引き上げ否定
- 2010年菅首相消費税率引き上げを表明、税率は10%程度

1989年導入以来2009年までの累計税収は213兆円、同時期の法人税（国税法人税、法人住民税、法人事業税）の累計182兆円の減少である。差引31兆円の増収となっている。

税率には国民の内に疑義はあるが我が国においても消費税そのものは国民に浸透し、税収としては安定した財源で基幹税として定着していると考えられる。しかし、新たに税率引き上げに対する国民の意識は複雑で上げを容認の方向ではあるが、納税者が税率の引上げに納得しているとは言えないのが現状であろう。

表3-3-1は消費税創設時と現在の状況である。免税点・簡易課税制度・書類の保存義務などインボイス方式ではないが、ヨーロッパ諸国の水準に達していると言われている。

表3-3-1 創設時と現在

	創設時	現在
税率	3%	5%
免税点	5000万円	1000万円
簡易課税制度	上限5億円	5000万円
みなし仕入れ率	90%、80%	90,80,70,60,50%
書類保存	請求書か帳簿1書類	両方の書類

出所：山田作成

課題である益税問題を考えてみよう。

簡易課税制度による益税の発生例の計算（小売業みなし仕入れ率80%の場合）

課税売上5,000万円、課税収入1,650万円の場合（仕入れ率33%）

□通常納税の場合

$$5,000 \text{ 万円} \times 0.05 - 1,650 \text{ 万円} \times 0.05 = 250 \text{ 万円} - 82.5 \text{ 万円} = 167.5 \text{ 万円の納税額}$$

□簡易課税の場合

$5,000 \text{ 万円} \times 0.05 - 250 \text{ 万円} \times 0.8 = 250 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円} = 50 \text{ 万円}$ の納税額

益税 $167.5 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 117.5 \text{ 万円}$ となる。

計算例では単純なものであるが、必ずしも簡易課税計算が有利とは限らない。ただ課税収入を計算確定するには複雑で時間がかかるといわれている。その為に零細業者の労力を考慮に入れた制度である。

現在免税点は1,000万円、簡易課税制度5,000万円、帳簿保存も請求書・帳簿共に義務付けられている。創設当時と比較すると「消費税の益税」問題はかなり解消されているとされている。

現在の非課税項目は土地の譲渡・賃貸・住宅の賃貸・金融保険・医療・教育・福祉等である(表3-3-2)。保険医療にかかる患者負担金は非課税である。医療機関の薬剤・診療材料購入には課税されている。医療機関が支払った消費税は完全に還付されないよう医療機関の負担となっている。「消費税の損税」問題である。

輸出には最終消費者がいないため還付制度がある。

我が国の消費税は率が一律で帳簿方式である。納税者・国ともに税務処理が簡単で経費がかからない事であるが益税の問題、納税額が不透明などの欠点がある。一方諸外国の多くはインボイス(税額表示書)方式である。支払い税額が明確である、複数税率に対応が出来る事である。税務処理は帳簿方式に比べると、納税者・国ともに複雑で経費も高い事である。

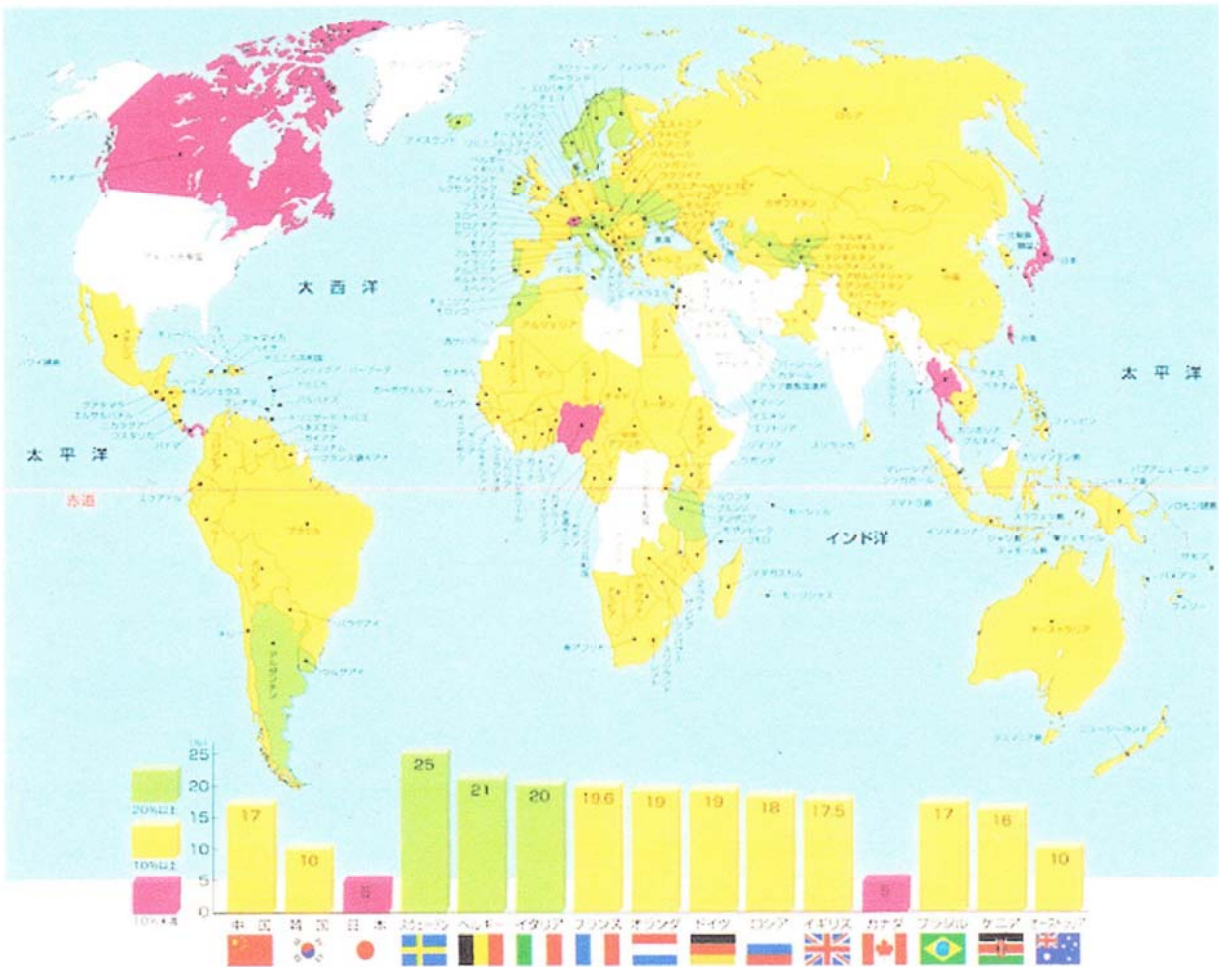
図3-3-1は諸外国の消費税(付加価値税)の税率の概要である。2008年現在で国際的には10%以上~20%未満の税率が大多数である。10%~20%以内と言っても支払う納税者、税収も幅が広い。5%の国は日本・カナダ・台湾・ナイジェリア・パナマ、7%の国はシンガポール・タイである。我が国の消費税率は低い。消費税の引き上げに余裕があると言われる所以である。イギリスは現在17.5%であるが財政健全化の一環として2011年1月4日から20%に引上げが決定されている。税率の高い国はスウェーデン25%、ベルギー21%、イタリア20%である。

税率の高い国では消費税の高所得者の有利性、低所得者の負担割合の高い「逆進性」を緩和するために食料品・家屋の賃貸・医療費・文化的な費用・利息など非課税・ゼロ課税率・低税率などの措置を採用している(表3-3-2)。

しかし買い物するたびに高率な税金を支払うのは大変なことであり、抵抗感があると思われる。納税者が高い消費税(付加価値税)率を容認するには所得税・資産税・法人税・相続税などの「公平」が維持されていなければならないし、税金の使い方に納税者が妥当であると容認されていなければならないと考える。諸外国の状況を把握していない筆者であるので断定はできないが高税率が課せられている国の納税者は高税率を容認している状況であろうと思われる。

図3-3-1 世界の消費税（2008年現在）

世界の消費税（付加価値税）145カ国



アジア・中東諸国	ヨーロッパ諸国	北アメリカ諸国	南アメリカ諸国	オセアニア諸国	アフリカ諸国
トルコ 18%	スウェーデン 25%	アメリカ 12%	ペルー 19%	ニュージーランド 12.5%	エジプト 10%
中国 17%	デンマーク 21%	カナダ 5%	ブラジル 17%	オーストラリア 10%	モロッコ 20%
イスラエル 15.5%	ノルウェー 25%	メキシコ 15%	コロンビア 16%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
スリランカ 15%	アイスランド 24.5%	ドミニカ共和国 15%	ベネズエラ 14%	ニュージーランド 12.5%	エチオピア 15%
パキスタン 15%	クロアチア 22%	フィリピン 12%	ボリビア 13%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
ネパール 13%	フィンランド 22%	インドネシア 10%	エクアドル 12%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
韓国 10%	ポーランド 22%	日本 5%	スリナム 10%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
ベトナム 10%	アイスランド 24.5%	ペルー 19%	パラグアイ 10%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
モンゴル 10%	ベルギー 21%	アメリカ 12%	ウルグアイ 22%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
シベリア 10%	ポルトガル 21%	カナダ 5%	アルゼンチン 21%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
シンガポール 7%	アルバニア 20%	ペルー 19%	チリ 19%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	アルメニア 20%	アメリカ 12%	ペルー 19%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	イタリア 20%	ペルー 19%	ウルグアイ 22%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	ウクライナ 20%	アメリカ 12%	アルゼンチン 21%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	オーストリア 20%	アメリカ 12%	チリ 19%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	キルギス 20%	アメリカ 12%	ペルー 19%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	サンマリノ 20%	アメリカ 12%	ウルグアイ 22%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	スロベニア 20%	アメリカ 12%	アルゼンチン 21%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	タジキスタン 20%	アメリカ 12%	チリ 19%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%	ハンガリー 20%	アメリカ 12%	ペルー 19%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%
タイ 7%		アメリカ 12%	ウルグアイ 22%	ニュージーランド 12.5%	ケニア 16%

出所：札幌北関税会 <http://kitakanzeikai.com/main/kitakazeimusyo/zei12.html>

表3-3-2は標準税率にたいして「逆進性」の緩和するために高税率な主要国の措置である。項目により税率を標準税率より低減している。複数税率の採用である。手続きとしては「インボイス」方式である。韓国は食料品なども一律 10%課税されている、ニュージーランドも一律 12.5%である。食料品にもデンマークは世界最

高税率 25%で所得税率も最低 40%であるが、国民の不満はないと言われている。高負担高福祉で教育・医療費は無料で、老後の生活も保障されている。これらの高福祉に国民の高負担は当然と認識され消費税一律 25%が国民の中で容認されているようである。

表 3-3-2 主要国の消費税率の概要

(2010年1月現在)

区分	日本	EC指令					
			フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡(建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等	
税率	標準税率	5% (地方消費税を含む)	15%以上	19.6%	19%	17.5%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品(医療機関による処方)等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 5%以上(2段階まで設定可能)	食料品、書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし	
課税期間	1年(個人事業者: 暦年法人: 事業年度) ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、四半期又は加盟国が任意により定める1年を超えない期間	1か月(注)	1年 原則として1か月ごとに予定申告納付を行う	3か月(注) ただし、選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。	1か月(注)	

増税は財政再建には必要不可欠である、その上ほころびかけている社会保障を立て直し国民の安心、経済成長につなげていく道であると思う。増税は消費税だけではないが一番期待されているのが消費税である。消費税税率の引き上げの課題はどこまで税率を引き上げていくか、本質的に逆進性の消費税をどの程度、どのような方式で緩和していくかである。

勿論消費税の増税だけで財政赤字を是正できないが、経済成長率がいかほどに推移していくかに左右される、又、今後の福祉の内容(国民への社会的サービス)をどの程度にするかにも影響される。現在の福祉維持でも20%~25%と大幅な増税が必要であるとの試算もある。

当面は10%をめどに議論され始められた。その先など、議論される状況ではない。最低でも5%(約10~12兆円の増税)の引き上げで10%程度の税率を確保する事を「よし」とするか「否」かの議論である。

益税無き公平性には多くの国が「インボイス」方式を採用している。この欠点は煩雑であることと、消費税免税業者は多くの取引から除外される事である。「インボイス」がなければ税額控除ができないので「インボイス」発行業者以外とは取引が行われぬ可能性が高い。また、取引の内容が全て税務当局に把握されることを嫌う層からの抵抗もある。

逆進性の緩和には①複数税率②給付付き税額控除③低所得者への社会的サービスを厚くするなどの方式が考えられる。

- ① 複数税率はおおくの国で行われている。食料品・日用品等生活必需品に低税率・ゼロ税率・非課税措置を採用している(表3-3-2)。品目別に仕分けすることに難点があるが逆進性緩和の世界的傾向措置である。「インボイス」方式が必然である。
- ② 給付付き税額控除は所得税納税者の一定以下の納税者に何らかの基準で税額控除をする。所得税非納税者には現金等を給付する方式である(カナダで採用)。「インボイス」方式でなく「帳簿方式」でよいが、完全に所得が把握されていない現在「公平性」に課題が残る。この弊害を無くすには「納税者番号」制で各個人の所得が完全に把握されることが必要である。「納税者番号」制度は政府で幾度となく検討されてきているが導入には反発が強い難点がある。③の低所得者への社会的サービスも同様な課題がある。
- ③ 低所得者への社会的サービスを厚くする制度は簡単に設計可能であろうが個人の所得把握が100%でない難点がある。

京都大学橋本俊詔教授は「逆進性」緩和のために¹⁶⁾「累進消費税」なるものを主張している。課税期間内の個人消費総額を把握して多額の消費をした者には高率の消費税を、少額の消費には低率の消費税を課すものである。論理的には理解出来るが「消費額の総額」をいかに把握するか技術的に困難である。この制度を考慮するには今の技術では不可能である。

我が国の異常な財政状況を少しでも改善するには、社会保障の安定にも経済成長を促すことによる税の自然増収も当然ではあるが、現在の状況では増税も必要であると考え。所得税・相続税などの整理も必要であるが、消費税税率の引上げは国際的にみて増税余力が一番高いのである。今、納税者の増税に対して「拒否」反応が強い我が国で税金について、税の使い方など国民的な論議が幅広く深く行われる事を期待するものである。

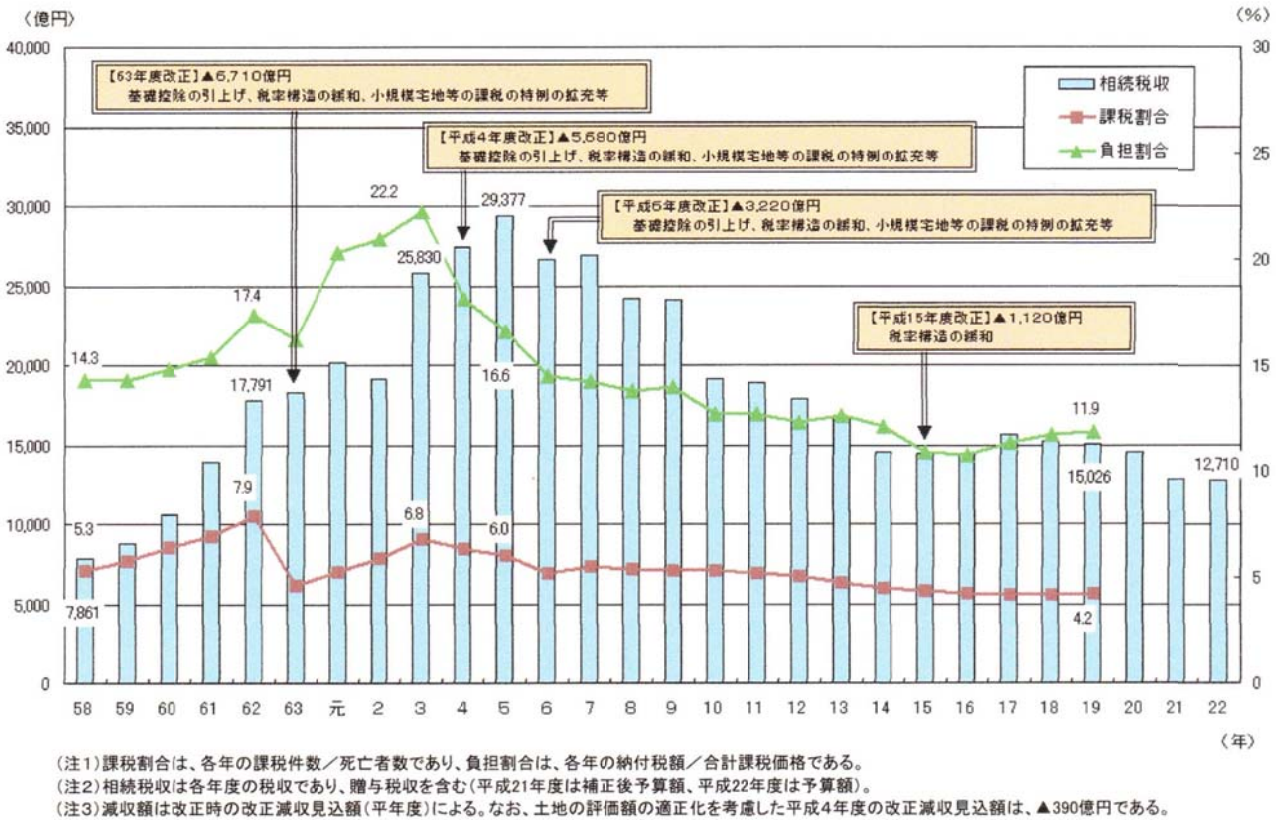
消費税の税率引き上げに際して「逆進性」緩和には「インボイス」方式を採用して複数税率が現実的ではないかと思う。「納税者番号」制は所得把握のため政府は目論んでいるようであるが、制度実施には議論が熟してないし相当の時間が必要と思われる。この制度と消費税税率を結び付ける必然性は薄いのではないか。しかし国民所得の公開・公平さを徹するためには遅滞なく論議すべきであると思う。

消費税の使い方は社会保障への目的税として強く主張されているが、雇用の増加・経済成長などにも使える方が望ましいと考える者である。

3-4) 相続税

相続税の2010年度見込も税収は12,710億円(2009年度15,220億円)で酒税13,830億円より下回っている。図3-4-1は税収の年度推移である。ピーク時29,377億円からこの数年は15,000億円弱を推移している。死亡者数に対して課税件数は最近4.2%である。課税額に対して納税額は11%前後である。ほとんどの場合相続税は課税されていないし、課税額も課税総額にたいして11%に過ぎない。

図3-4-1 相続税税収の年推移



出所：財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/141.htm>

図3-4-2は相続税の主な改正と現状である。年々税率が引き下げられてきている。基礎控除は引き上げられている。土地のバブル時期都会の土地値上がりに対処するために改正され、最近の土地価格(国税庁の路線価格)の下落にも改正は行われず現在に至っている。

3億円以上の遺産には無制限に税率は50%にとどまっている。

課税総額の評価に関する課題もある。金融資産はほぼ時価100%で評価されるが小規模住宅地等に関しては減額特例があり80%の減額制度がある。遺族が住宅、事業用宅地の維持を保障するために経済的負担の軽減をしている制度である。バブルが終息し土地価格の値下がり状況の中では見直しの必要性があるのではないかと。

図3-4-3は相続税の仕組みである。

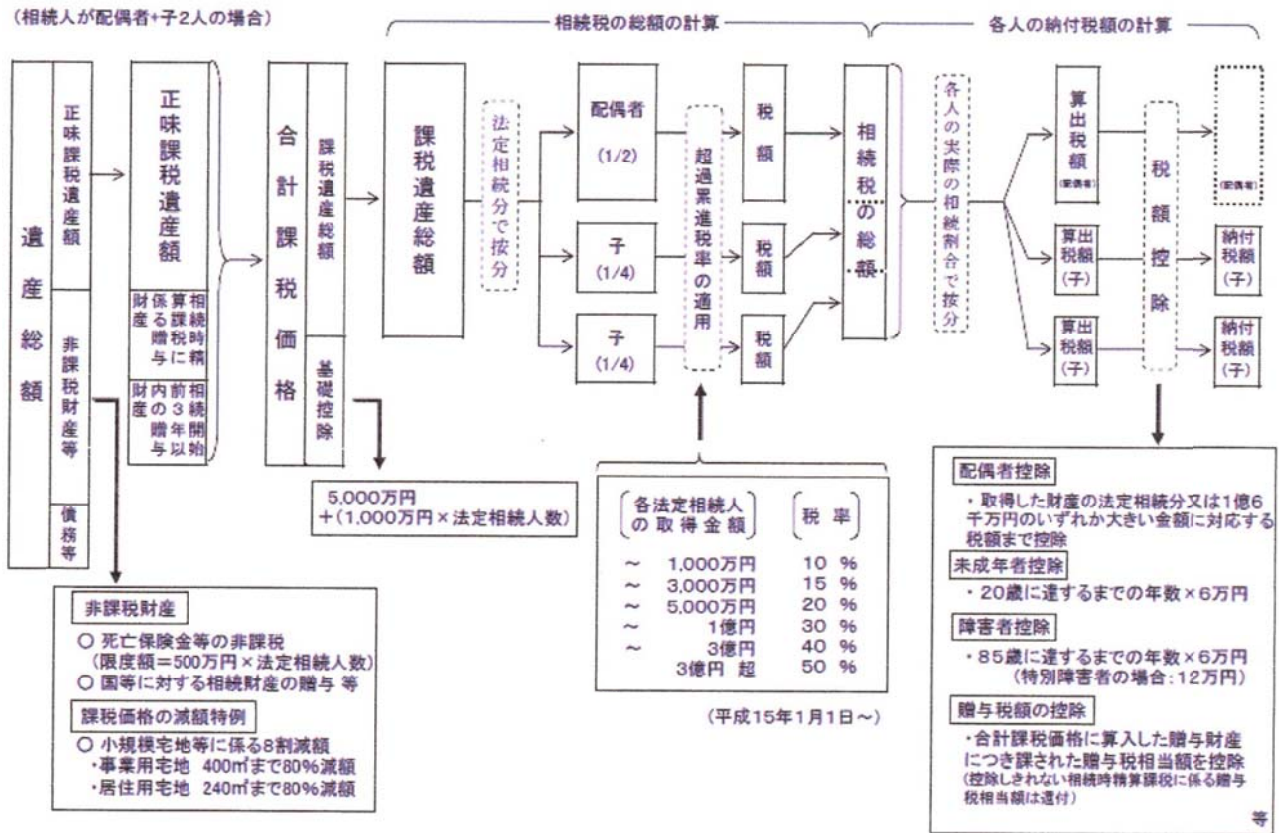
図3-4-2 相続税の主な改正推移

区分	昭和53年12月改正前	昭和53年12月改正 (昭和53年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成5年度改正 (平成5年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ)	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	10億円超 (最高税率 70%) 13段階	20億円超 (最高税率 70%) 9段階	3億円超 (最高税率 50%) 6段階
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3, 200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6, 400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7, 650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8, 000万円)	同左 { 相続時精算課税 制度の創設 }
年分	昭和52年	平成3年	平成5年	平成14年	平成19年
課税割合	7.9%	6.8%	6.0%	4.5%	4.2%
負担割合	17.4%	22.2%	16.6%	12.1%	11.9%

- (注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例:配偶者+子2人)の場合の額である。
 (注2) 課税割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。
 (注3) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

出所: 財務省 <http://www.mof.g.jp/jouhou/syuzei/siryou/143.htm>

図3-4-3 相続税の仕組みと税率等



出所: 財務省 <http://www.mof.g.jp/jouhou/syuzei/siryou/135.htm>

相続税の課題は減税制度が高い土地の評価額が低いなど資産家の遺族に有利で「公平」性に欠けている点であろう。今後の少子化時代では一人当たりの相続額が増加すると考えられる。財源としての税として見ると特例等を

廃止し現状の制度を維持しながら一律 1~2%の課税も考慮に値するとの提言もある。広く薄く課税の原則にもかなう提言である。

相続は税制度の問題であるが、遺産の親からの子供への移転による経済格差の拡大すなわち人生での有利さによる格差の課題であると筆者は考える。身近な例として土地家屋を相続したものと、自ら取得したものとを比べれば明らかに親から相続したものの有利さは明らかである。

社会保障制度も課題は山積しているが少なくとも社会全体で個人の最低生活の保障を謀っている。これらの制度には税金が投入されている。従って親から子への財産移転は何らかの制限があってもしかるべきだと考える。

親から子への遺産の移転は古来人情として当然だとの認識は強い。多くの人は何らかの形で相続を受けている。親が子にかけける高等教育・運動芸術教育への投資はどうかなど課題は多く困難なのでもある。このように今までの親子の絆に対する抵抗感も捨てきれない。

しかし今、相続税の今後の在り方に対して「公平性」の側面と「社会保障」との関連から議論する時期にきているのではないだろうか。

おわりに

2010年度予算歳入は税収より借金の方が多し来年度予算も借金なくしては国民へのサービスを維持出来ない。このような財政状況はどう考えても異常である。「無駄使い」を無くすとしても膨大な国の負債を賄う事の可能性は非常に低い。来年度の国債発行は借り換えも含めて 162 兆円、個人金融資産 1,400 兆円から負債を差し引いて 1,065 兆円である。その内株式などを除くと 900 兆円、個人の保有する国債残高は 670 兆円から考えると余裕は 230 兆円と言われている。¹⁷⁾国債を 40 兆円ずつ年発行すれば、単純計算 5 年余りで個人金融資産は底をつく計算になる。国債の消化が困難になると当然利息は値上がりする。財政の国債費は利息分上積され益々財政状況は悪化する可能性は高い。インフレーションになれば国の返済は楽になるが国債保有国民の経済的損失は謀り知れない。また、社会保障制度の現サービスを維持することは困難になることの可能性を否定することは出来ない。

今は借金を減らすために税収の増加への舵を切らなければならない時ではないだろうか。我が国の社会保障制度は方向性が定かでない。「高負担高福祉」か「低福祉低負担」なのか国民的な合意はあやふやである。社会保障制度の程度をどの程度にするかの国民的な議論がなされず、国民の要求を場当たりに制度化したきらいは否定できないのだろうか。ただ今は「比較的高福祉低負担」と言える。国民の負担はかなり低率で、低負担とは現在が低負担であり負担は将来に借金として先延ばししているのである。「低負担高福祉」のようないい話はあり得ない。現状の福祉維持のためには我々納税者は将来の「安心」を得るために「増税」への覚悟をすることが求められているのではないだろうか。

菅首相は「強い経済、強い財政、強い社会保障を、一体的に実現します」と主張している。これはもともとスウェーデン政府が掲げた理念である。「強い租税組織」がなければ「強い経済」「強い社会保障」はないという理念である。景気が良くない我が国ではあるが、「強い租税組織」への道を開かなければ国民の将来の「安心」を得る事が出来ないと我々納税者に覚悟する必要を要請していると思う。参議院議員選挙に敗北し菅内閣は財政健全化へのシフトを弱めるのではないかと思われる。改選第一党の自民党は消費税率値上げなど税制改革を主張しているのであるから、党利党略でなく真剣に両党は国の財政状況・社会保障制度を議論して国民に政策を提示してくれることを期待したい。

躍進した「みんなの党」など経済成長率を上げること（年 4%）、無駄使いの排除により現国の財政状況を打開出来ることの可能性を主張しているが、この過去 10 年間経済成長率マイナス平均 0.5%を顧慮すると現実的とは思えない。

2010年7月13日付けの朝日新聞の「朝日東大共同調査」¹⁸⁾(今回の参議院当選者・非改選議員へのアンケート)によると消費税率引き上げへの賛否は異なるが「財政赤字は危険的水準にあるので、国債発行は抑制すべきだ」との質問に「抑制すべき」との回答は民主党72%、自民党84%、公明71%、みんな100%、共産60%、社民75%である。党に関係なくほとんどの議員が財政破綻への危険意識は共有されているとみてよい。

具体的には所得税については「控除制度」の不公平を見直し課税最低所得の引き上げである。例えば配偶者控除を廃止すれば6,000億円の増税とも言われている。住宅ローン控除額は8,500億円にも達している。累進課税の強化は所得税の増税への不満を和らげる効果はあるかも知れないが所定の所得税の増額は期待できない。最高税率10%上げても3,500億円の増税とも言われている。最高税率の値上げも必要かもしれない。また、各種の分離課税を総合課税への方向にすることも所得再配分に寄与すると思われる。

法人税については税率の引き下げに伴い「特別措置法」などを見直し「課税範囲」を広げることが「公平」の観点から望ましい。税率の引き下げが国際競争力を強くするとの実証的な根拠は曖昧ではないだろうか。国際競争力の強さは税制より各企業の経営方針・戦略の方がおおきいのではないか。また、企業の法定福利の負担率と税率を合わせた比率で企業の社会への費用負担を国際的に見るべきだとの意見もある。税率引き下げ時点には考慮する一つの要素だと思う。

相続税については「社会保障」と関連して順次強化することが所得再配分効果を高めることになる。家族の絆・人情など抵抗は強い。子育てへの社会的支援・老後支援の社会化などが強化されていくことを考慮すれば相続税強化への見直しが必要である。

税収が一番期待される消費税は即急に引き上げが必要である。それを考えると「複数税率」制の採用により「逆進性」を緩和して、順次税率を10%以上に引き上げる事が必要だと思う。低税率をどの品目にするか各業界からの陳情など騒動は大きいことが予想される。また、品目選びには矛盾もあるであろう。

「国民共通番号制」は個人の所得(金融所得等)や資産を今より正しく把握して、公平に所得水準に応じた社会保障サービスが可能で、必要としている人にサービスを手厚くすることが出来る。「共通番号制」が完備しなければ「給付つき税額控除」式で消費税の「逆進性」の緩和は出来ない。「複数税率」より「公平」であるかも知れない。しかし、「共通番号制」の実施には時間と莫大な経費が必要とされている。

難点の一番は国民が「番号」を付けられて個人のプライベートな情報が国により一括管理されることへの拒否反応は強い。住民基本台帳ネットワーク上の住民コードも全国的に100%網羅されてはいない。これから国民の中で十分な議論がなされ「国民的合意」を形成するにはかなりの年数を必要とする。

その間我が国の現財政状況からみてこのような「国民的合意」を待つ余裕があるかは疑問である。

以上は納税者として負担が増加することになり愉快的なことではない。しかし手厚い「社会保障」を望むなら、それに見合う負担は「覚悟」しなければならない。同時に納税者は「税金の使い方」に今以上の関心を持ち監視する必要があると考える。

政府、政府与党の中でも増税に対して特に消費税の増税には異論があるが、政府はじめ我が国をリードしている政党政治家は党利党略でなく国民に「耳あたりのよいことばかり」でなく我が国の財政状況をより広くより深く公開し説明し将来のために「国民にとって苦痛である」かもしれないが、真に「国民が安心な生活」が出来る政策を国民に提示し議論を煮詰めるよう期待するものである。

注

- 1) 朝日新聞 2010年1月28日付け
- 2) 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-shakai/images/z31.gif>
- 3) 朝日新聞 2010年2月1日、2月25日、3月13日、2月12日付け
- 4) 財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>
- 5) 財務省 <http://www.mof.go.jp/zeisyu/h2203.htm>

- 6) 石弘光「税制ウォッチング」2001年中公新書 p.21~24
- 7) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa09/2-1.html>
- 8) 内閣府 <http://www.cao.go.jp/zeicho/siryoku/pdf/kiso076.pdf>
- 9) 石弘光「税の負担はどうなるか」2004年3月中公新書 p.134~136
- 10) 石弘光「税の負担はどうなるか」2004年3月中公新書 p.220
- 11) 参議院 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai-prism/backnumber/h21pdf/20097201.pdf>
- 12) 国税庁 <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/51/06/ronsou.pdf>
- 13) 財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>
- 14) 参議院 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai-prism/backnumber/h21pdf/20097201.pdf>
- 15) ウィキペディア <http://www.wikipedia.org/>
- 16) 橋木俊詔「日本の経済格差」2000年岩波新書 p.189~190
- 17) 池田信夫 <http://agora-web.jp/archives/870779.html>
- 18) 朝日新聞 2010年7月13日付け

参考文献

石弘光「税制ウォッチング」2001年中公新書
石弘光「税の負担はどうなるか」2004年中公新書
今井仁「税金を払う人、もらう人」2005年明日香出版社
大竹文雄「競争と公平感」2010年3月中公新書
小野善康「不況のメカニズム」2009年3月中公新書
三遊亭楽太郎・小宮山隆「楽太郎と税を語る」1997年星雲社
橋木俊詔「日本の経済格差」2000年岩波新書

ウィキペディア <http://www.wikipedia.org/>

池田信夫 <http://agora-web.jp/archives/870779.html>

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g10060/a04j.pdf>

国税庁 <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/51/06/ronsou.pdf>

国立国会図書館 <http://ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0535.pdf>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa09/2-1.html>

財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/siryoku/sy1801n.htm>

財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/033.html>

財務省 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/141.htm>

財務省 <http://www.mog.go.jp/jouhou/siryoku/sy1801o.htm>

財務省 <http://www.mog.go.jp/jouhou/syukei/siryoku/sy2202o.pdf>

財務省 <http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>

財務省 <http://www.mof.go.jp/zeisyu/h2203.htm>

財務省税制 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/010htm>

財務省統計情報 <http://www.mof.go.jp/siryoku.htm>

札幌北関税会 <http://kitakanzeikai.com/main/kitakazeimusyo/zei12.html>

参議院 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai-prism/backnumber/h21pdf/20097201.pdf>

総務省 <http://www.stat.go.jp/data/jutaku/2008/10-1.htm>

内閣府 <http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-shakai/images/z31.gif>

内閣府 <http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/kiso076.pdf>

内閣府 <http://cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/zeichof09.pdf>

朝日新聞

日本経済新聞

毎日新聞

読売新聞